

二松学舎大学国際政治経済学部

Discussion Paper Series

中国における国内労働力移動と農民工  
Domestic Labor Migration and *Nongmingong*  
(Non-Farm Peasant Workers) in China  
田村紀之・夏 欣  
TAMURA Toshiyuki & XIA Xin

December 2011  
2011年12月

Discussion Paper (Econ) No.1



FACULTY OF INTERNATIONAL POLITICS AND ECONOMICS  
NISHOGAKUSHA UNIVERSITY

中国における国内労働力移動と農民工\*)

Domestic Labor Migration and *Nongmingong* (Non-Farm  
Peasant Workers) in China

田村紀之・夏 欣

TAMURA Toshiyuki & XIA Xin

## 《A B S T R A C T》

This paper examines the causes and the present states of inter-provincial migration of labor force in China, with special emphasis on the so-called *Nongmingong* (non-farm peasant workers in urban areas). The rural-urban migration of peasant workers explains the considerable part of the large-scale labor force movement, and has been evaluated as the main contributor to the Chinese economic development based on the 'unlimited' supply of cheap labors. Peasant workers in the advanced urban areas are, however, put into the lowest strata in urban communities, mainly due to the *hukou* (personal registration) system, which in urban areas excludes the *rural hukou* holders from almost all the social welfare benefits enjoyed by the residents holding the *urban hukou*.

Beginning with several introductory remarks and the brief sketches of the demographic and administrative characteristics of China (Section 1), Section 2 explores the interrelationship of population movement, urbanization, and the rapid industrialization process in the Chinese economy. The present situations of *Nongmingong* are traced out in Section 3, referring to several official and private research reports.

The *hukou* system, originally introduced at the end of 1950's, and established by the Registration Law of 1985, once functioned as an effective barrier against the mass inflows of rural workers into large cities. Transition to the socialistic market economy revealed that this system is rather an obstacle to the wage determination through market mechanism. Moreover, discriminatory treatment of peasant workers constituted the 'urban caste system' and the segmented dual labor markets. Section 4 is concerned with these problems, and Section 5 discusses future prospects regarding the labor force movement in China. Finally, Section 6 is concluding remarks with some policy suggestions.

# I. 序 論

## §1-1 はじめに

中国における労働力移動の規模はすでに億単位にのぼり、中国経済に大きな影響を及ぼしている。その労働力移動の主力は農村から都市部に移動する農民であり、中国では「農民工」と呼ばれている。中国では毎年数百万人の新規農村労働力が増えており、労働供給は労働需要を超過するという不均衡状態が長期にわたって続き、農村には余剰労働力が存在している。これら余剰労働力は、農村部から都市部の非農業部門に移動せざるをえない。

改革開放以来、労働力集約型を特徴とする沿海地域の経済発展と中国の現代的な都市圏の形成は、農民工によって支えられていて、農民工がいなければ、今の都市の生活は成り立たないと言われている。しかしながら、農民工の増加により、都市部では失業等の社会問題が更に深刻化している。そして、都市社会の安定を維持すると同時に、経済の市場化に伴って生じた都市部の失業問題を解決するために、農業余剰労働力の流入を戸籍制度などの政策によって制限せざるを得ないという事情もある。

産業間の労働力移動は、産業構造の変化により発生したものであるとともに、経済発展を促す原動力でもある。高速な経済発展を維持すると同時に、農民工問題等の経済発展と農村都市化に伴う社会問題を解決するために、如何なる方法で労働力の合理的な移動を促進し、制度政策を改善するかは、中国にとって解決を迫られている課題である。本論文では、中国における労働力移動（農民工を中心に）の現状、地域の特徴、その問題と政府対策、新たな動向について研究し、中国における労働力移動に関する適切な対策を見出し提案したい。

## §1-2 中国人口の概況

2008年末現在、中国の総人口数は13億2,802万人、世界総人口の約19%を占めている。つまり世界人口の5人に1人は中国人なのである。1970年代後半以降、計画出産政策の実行で中国の人口増加率は大幅に低下したにもかかわらず、1980年～2007年には3億3,400万人も増加し、年平均増加分(約

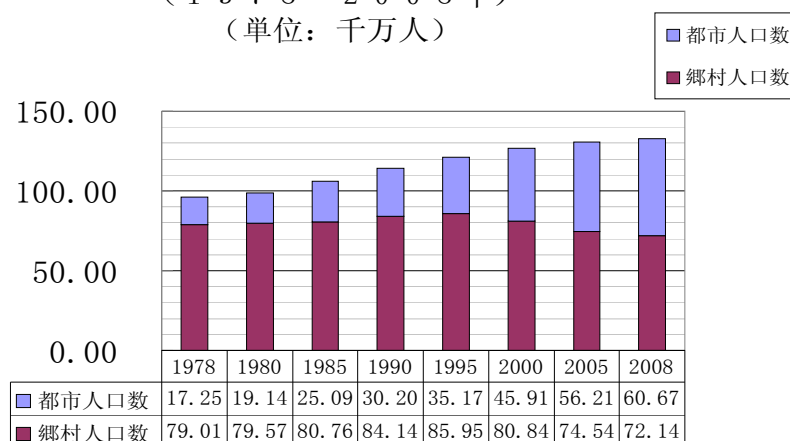
1,240万人)だけで日本の人口(約1億3,000万人)の十分の一に相当する。

世界最大の人口を有することは、中国の最たる基本的国情であり、経済・社会・政治を含む中国の全体像を理解するには、まずこの基本的国情を念頭に置かなくてはならない。温家宝首相はよく13億人に関する掛け算・割り算を考えている。「どんなに小さい問題でも13億を掛けると大変大きなものになる。どんなに大きな経済総量でも13億で割ると大変小さなものになる」というのが温首相の名言である<sup>1</sup>。

中国の人口分布を都市部と農村部にわけてみると、2008年末現在、農村部は54.3%、都市部は45.7%(1980年末現在は19.4%だった)となっている。地域的には沿海部に集中するという傾向も顕著である。2008年末現在、国土面積で全国の1割未満しか占めていない沿海部は全人口の三分の一以上を有している。

国連の予測では、中国の人口数は2025年に14億4,578万人と、「世界一の人口大国」の座をインド(14億4,750万人)に譲り渡し、2050年にはインド(16億5,827万人)より約2億5,000万人も少ない14億885万人に減少する。一方、中国社会科学院によると、中国の人口数は2010年に13億6,000万人前後、2020年に14億人前後に増加し、2030年前後から人口の増加率がゼロに近いところまで低下する。

図1-1 中国人口数の変化  
(1978-2008年)  
(単位: 千万人)



### § 1-3 中国行政区の概況

中国の地方行政区は、いくつかのレベルに分けられているが、このうち日本の都道府県に当たる「1級行政区」は、31の省・直轄市・自治区（少数民族自治体）と二つの特別行政区からなる。中華人民共和国の統治が実質的に及んでいない台湾のことを、中国では台湾省と呼んでいる。

31の「1級行政区」（台湾を含まない）のうち、省は22（河北、山西、遼寧・吉林・黒龍江、江蘇、浙江、安徽、福建、江西、山東、河南、湖北、湖南、広東、海南、四川、貴州、雲南、陝西、甘肅と青海）、直轄市は4（北京、上海、天津、重慶）、自治区は5（内モンゴ、広西壮族、チベット、寧夏回族と新疆ウイグル）、特別行政区は2（香港とマカオ）となっている。

省・自治区の下には「地区」または「地級市」→県（「自治県」を含む）または「県級市」、市轄区→郷または鎮が置かれている。直轄市に管轄される区または県は省・自治区の下にある県や市轄区とは異なり、「地区」または「地級市」に相当する。

中国の市は、①省・自治区と同格の直轄市、②県を管轄する地区級市、③県と同格の県級市、④行政上は地区級市ではあるが、管理権限などにおいて省並みの権限を持つ副省級市（計画独立市、日本の政令指定都市に相当するか）など四つのランクがある。2008年末現在、副省級市には瀋陽・大連（遼寧省）、長春（吉林省）、ハルビン（黒龍江省）、南京（江蘇省）、杭州・寧波（浙江省）、アモイ（福建省）、済南・青島（山東省）、武漢（湖北省）、広州・深圳（広東省）、成都（四川省）、西安（陝西省）など15の市がある。

---

\*) 本稿は、夏欣の二松学舎大学国際政治経済学科修士論文（夏欣[2010]）に、田村が加筆して全体の統一をはかったものである。論文審査にあたって貴重なコメントを寄せられた佐藤晋・飯田幸裕両教授に謝意を表したい。

<sup>1</sup> 2003年12月10日、温家宝総理のアメリカハーバード大学における演説による。

## Ⅱ 工業化と労働力移動

### § 2-1 地域間労働力移動の決定要因

市場経済の下では、部門間における所得格差が労働力移動をもたらす主な要因である。労働力は所得の低いところから高いところへと流れるからである。このような流れに従って所得格差が縮小され、最終的になくなるものと考えられる。しかし、中国のように労働力移動を妨げる制度的な障壁が存在すると、労働力が自由に移動できないため、労働生産性と所得の部門間の格差は長く維持される<sup>1</sup>。

経済資源の配分は経済成長に決定的な影響を与える。また資源配分的方式は経済発展の初期条件によって決められる部分が多い。1949年以來の中国経済発展は1978年を期に大きく2段階に分かれる。

全期間を貫く中国経済発展の主導的戦略は工業化発展戦略であり、それは今日まで維持されている。重要なことは、中国の工業化発展戦略が、資本の欠乏と工業基礎の薄弱な条件のもとで打ち出されたものであり、それゆえに、資本の集中と急速な蓄積がこの戦略を実施する上での必要条件となったことである。資本の集中は社会主義への改造建設＝社会主義の公有制経済の実現の中で行われ、資本の急速な蓄積は計画手段を通じて行われた。このメカニズムを完成させるために何より重要だったのは、戸籍制度によって都市と農村の人口移動を制限し、農業部門と非農業部門の就業をより一層厳しく切り分けたことである。労働力の部門分割の本質はここにある。つまり、工業化発展戦略の初期条件と公有制経済の確立が1949年以降のかなり長い歴史を決定づけたのであり、それによって中国の労働力と資本の配分は完全に非均衡の状況下に置かれることとなったのである。

改革開放以降、中国は徐々に市場化を進めているものの、資源配分的方式は依然として計画経済の特徴を残存させていた。まず、固定資産投資は1981-2000年に国有経済（中央政府の管轄する部門）が56%、集団経済（地方政府の管轄する部門）が15%と、高い割合を示した。また、工業部門の発展は農業部門に支えられていた。計画価格の制度のもとでは、農業部門は資本の輸出部門となり、工業部門は資本輸入部門となった。さらに、1979-2000年に第1次産業への基本建設投資の割合はわずか1.6%で、農業部門

への投資は極めて不足していた。そのため、農業部門の余剰労働力の長期的な累積が決定付けられた。同時に、国有部門の投資は資本集約型であり、投資効率と就業弾力性はかなり低かった。したがって、国有経済に対する大量投資は、農業部門から非農業部門への労働力移動を妨げる要因であった。一方、農業収入の下降は労働力移動を必然化する客観的な状況をもたらした。

## § 2-2 農村都市化の試み

中国の都市化の過程は大きく3つの時期に区分して概観することができる。第1期の1949～65年は内陸部の都市化が顕著な時期であった。このうち1953年～57年には、旧ソ連の援助を得た工業化によって東北地区などで都市化が進行した。1958～60年には急激な工業化と都市化が進行し、都市人口率は16.3%から19.8%へ上昇した。1961年～65年には工業化が低調になり、かつ1963年の鎮の基準変更により、都市数の増加とともに都市人口率も18.0%に低下した。

第2期の1966～75年には、文革による青年・幹部の「下放」や都市工業の停滞がみられた。この時期には“三線建設”によって南部・西南部に新しい都市が建設されたが<sup>2</sup>、全国的には都市人口率も17.9%から17.3%へと横ばいになった。

表2-1 中国の都市化率の推移

(単位：万人)

年	年末総人口	うち都市人口数	都市化率	年	年末総人口	うち都市人口数	都市化率
1978	96259	17245	17.9%	1998	124761	41608	33.4%
1980	98705	19140	19.4%	1999	125786	43748	34.8%
1985	105851	25094	23.7%	2000	126743	45906	36.2%
1990	114333	30195	26.4%	2001	127627	48064	37.7%
1991	115823	31203	26.9%	2002	128453	50212	39.1%
1992	117171	32175	27.5%	2003	129227	52376	40.5%
1993	118517	33173	28.0%	2004	129988	54283	41.8%
1994	119850	34169	28.5%	2005	130756	56212	43.0%
1995	121121	35174	29.0%	2006	131448	57706	43.9%
1996	122389	37304	30.5%	2007	132129	59379	44.9%
1997	123626	39449	31.9%	2008	132802	60667	45.7%

出所：『中国統計年鑑』2009年版。



最後の第3期は1970年代後半から現在までの改革開放期で、沿海部の特区・経済開発区などで都市が急成長した。また、1984の鎮の基準緩和と都市数の急増、郷鎮企業の発展による全般的な都市化、戸籍制度の一部見直しによる流動人口の出現・増大などにより、都市人口率も1978年の17.9%から年々増大し、1996年と2003年には続々と30%、40%を超えて、今日まで（2008年年末）に45.7%に至っている（表2-1）。

### 2.2.1 農村経済の改革と郷鎮企業

中国の経済改革において、農村経済の再建は最大の課題であり、市場経済が浸透し、大きく経済発展を遂げた今日でもこれは変わらない。計画経済段階における中国の農村（行政区分上、県以下の郷・鎮・村）は、都市の工業・住民向けの工業原料および食料生産を請け負い、同時に自らの食料生産と生活・福祉をまかなってきた。中国農村は著しい都市・農村人口の増加に伴う食料需要の拡大に対し、農地の拡大や生産性の向上などによって対応した。しかし、それも人口増加の圧力によって相殺され、しだいに富の分配の縮小化が始った。すなわち、農村において生産される価値（分子）は計画経済段階においても増加したが、著しい人口増加（分母）によって1人当たりの価値の分配が縮小し、結果として農村の貧困化を促すというものであった。1978年以降における中国農村経済の改革は、計画経済が陥った農村経済の悪循環を断ち切り、新しい発展メカニズムを構築しようとするものであった<sup>3</sup>。

農村経済改革は、まず第1に、人口増加に対応する農業生産の拡大に向けられ、農業の近代化政策が実行された。とりわけ、農民の生産意欲の向上は必須の条件とされ、人民公社の廃止、生産請負制・経営請負制、個々の農家による農業生産の自由度の拡大などの改革が行われた。こうした制度改革はしだいに農業生産の拡大と生産性向上に寄与することになった。しかし、その一方で、人口に対する耕地の狭小さと細分化および農業近代化の進展による農村余剰労働力問題は、依然として解決されなかった。そこで第2の改革は、農村余剰労働力吸収のために農村内で都市化・工業化を促す政策であった。それは、中国の農村がその独特の戸籍制度のもとで余剰労働力の都市移動が困難であり、農村内で雇用機会の創出による解決

が求められたからである。この農村工業化の担い手が郷鎮企業である。

郷・鎮とは、行政的には県以下の郷とやや都市的な鎮のことであり、その下の行政区分として村があり、日本でいえば郡や町・村に当たる。それぞれ地方政府があるが、市あるいは県の行政管理下にある。郷・鎮は、計画経済段階における人民公社が廃止されて地域的まとまりのある組織が名称変更されたもので、もともと人民公社の一部であり、人民公社の生産大隊が郷・鎮の下に村にあたる。これまで人民公社の中の社隊企業（人民公社の「社」、生産大隊・生産隊の「隊」）が、農民の生活物質、農業生産に必要な物質の生産・修理などの需要に応えていた。1984年、農牧漁業部は、この社隊企業を郷鎮企業と名称変更し、同時に政府及び農民資金あるいは外部資金導入によって創業される企業も郷鎮企業と呼び、農村工業化・都市化の推進役として活用を図ることにした。すなわち、郷鎮企業は社隊企業をその母体として名称変更されたり、新しく設立されたりした農村の企業を指している。さらに、郷鎮企業は、地方政府である郷・鎮・村が所有・経営し、あるいは管理権限をもって関与する農村政府に属する企業である。基本的には郷営・鎮営・村営の企業が主体であるが、農民数戸が設立する個人経営企業も含まれた。一般に、郷・鎮・村営（集体）企業の幹部は地方政府から派遣され、労働力は原則として域内の農民が雇用される。創業資金は、地方政府および農民資金を利用するが、金融機関からの融資、そして外資が導入される場合も多い。郷鎮企業は、市場経済の進展のなかで原則的に国家の計画経済から除外され、かつ、国家からの資金・技術・原材料・市場などに関する支援を得られず、すべて農村の創業・地方政府および企業の責任において経営される。

郷鎮企業の発展は、農村内に農業以外の雇用と所得機会を拡大し、同時に農工間における原材料と製品市場を形成させて、新たな農村経済循環を形成しようとするものである。郷鎮企業は、都市・農村戸籍制度によって労働力の地域間移動が制限されている状況のなかで、農村の雇用機会を提供するという初期の役割を十分に果たしたといえよう。こうした農村における郷鎮企業の成長・発展は、農村経済循環の拡大に寄与したばかりでなく、農村家計及び農民所得の上昇にも大きな役割を果たした。

ただし、郷鎮企業の農村社会に対する貢献は以上にとどまらない。郷鎮

企業の主たる経営主体は郷鎮政府であったから、郷鎮企業の成長は、税収による郷鎮政府の財政基盤の安定にも寄与することになる。また、郷鎮企業の利潤の一部は、農業生産活動の支援、福祉事業、農村の社会資本整備に投入されている。

### 2.2.2 農村の都市化

1978年以降、中国の農村地域は急激に変化した。世帯単位での農業生産請負制が実施されたことで、大勢の農民たちは衣食住に関わる生活の基本状況を迅速に向上させると同時に、農業生産から解放されることになった。郷鎮企業の発展は、農民たちに富をもたらすだけでなく、中国経済の一翼を担うようになった。郷鎮企業は、都市と農村を繋ぐ機能を果たしながらも、農村地域の都市化を促進させた。

農村の都市化は世界的な問題であるが、中国においては郷村自体の発展に関わるので、中国独自の問題でもある。というのは、中国では都市と農村が分割して管理される二元体制下にあったからである。この体制下で個々の農村は発展をはかり、都市化の道を歩み始めたのである。かくして、上述の戸籍制度などを含む国の一連の政策により、都農間に「二元構造」が存続することとなった。

中国の建国者は都市部の発展を優先することを強調した。しかしながら、都市部優先の政策が都市部の発展をもたらすことはなかった。ソ連の発展モデルの影響を受けて、実際のところは都市化というよりも工業化が優先されていた。また、工業発展においても重工業の発展が強調され、第3次産業は抑制された。その当時は、第3次産業は富の創出がないので本当の生産ではなく、さらにサービス業や商業などは資本主義の産物であるといった認識があった。こうした認識が都市部の交通、エネルギー、通信、水、ガス、さらには環境衛生などの部門の発展を大きく遅らせ、また金融業、商業、サービス業の萎縮をもたらして、結局は都市の発展を図れなかった。就業問題を見てみると、重工業部門への投資が大きかったが、そこへの就業率は低いものであって、さらに都市のサービス業が制限されていたので、就業機会は大きく減少した。その結果として、都市住民は生活を維持するための最低限の収入に甘んじ、政府が工業部門への投入資金を増やすこと

に大きく貢献したにも拘らず、工業発展と就業機会の増加は都市部人口の自然増加には追いつかなかった。このような状況下で、都市は、その内部の労働力さえ十分に吸収し得なかったので、農村地域の余剰労働力を吸収するのが困難であった。

1978年以降、農村地域では家族世帯による農業生産の請負制が実施されてからは、人口過密化の問題が表面化し、多くの農村労働者が仕事を必要としていることが明らかになった。中国農村労働力流動課題組の研究報告によれば、当時の農村地域における労働人口の平均余剰率は40%で、実数に直すと2.2億人であった。世界銀行の予測では、1980年から2000年まで中国の労働力は毎年1,000万人の割合で増加するとされ、また国内調査によれば、その数値は同じく1,200万人以上であり、農村地域は全体の70%を占めるとされている<sup>4</sup>。これほど大規模に増加した労働人口の就業がどう解決されうるかは大きな問題である。以前から都市部は、これほど多くの余剰労働人口を吸収することができなかつたのであるから、農村の余剰労働力問題は、農村地域で解消することが必然の選択となるのである。農村地域の都市化においては、非農業化を進めて郷鎮企業の発展を図り、小城鎮（小さい町）を形成させる方式が一般的になっている。さらに、中国政府及び全国人民代表大会における報告と発展計画では、郷村都市化は重要事項の一つとされた。

農村の都市化に伴い、都市と農村との差が縮小し、農村地域は生産構造、生産経営方式、収入水準と構造、生活様式、思想観念などの面において、都市部に接近し同一化していく。都市化に伴って、都市部に居住する農民が増えるが、同時に都市の生活様式を身につけた農民が増加する。そして、既存の都市部が拡大している一方で、農村地域そのものが都市になりつつある。また、都市化は村落から郷鎮（大きい集落または町）へ、郷鎮から市鎮へ、县城（日本の県庁所在地に相当）と小都市の大都市化、大都市の国際化などの段階を経て達成されるのである。

具体的に説明すると、第1に、村落の郷鎮化である。これは、言い換えれば村落の各種の公共施設が徐々に整備されて、村落が鎮（日本の町に相当）に依存しなくなることであり、村落自体が郷鎮の機能を持つようになって、村人の生活が都市型に変わることである。例えば、昔の村落には村

営企業や商店はなく、交通も不便であった。

第2に、郷鎮の市鎮化である。これは、すなわち経済発展を進めると住民人口の増加とともに、従来の郷鎮においては、環境改善にも資金を投入し、娯楽施設や文化センターも増加し、住民の生活水準が高まりつつあり、郷鎮を都市に変化させることである。例えば、1) 市街地域の基礎建設を促進し、各種の都市施設を改善し体系化させる、2) 水、エネルギー、通信などの都市のインフラストラクチャーも整備される、3) 道路建設がさらに続行されている、等の総合サービスが提供できるようになることである。

第3に、県城（行政管轄範囲の広い郷鎮も含む）および小都市の大都市化である。これは、すなわち都市としての機能が増大し、住民の生活様式が大都市のそれに近づくことである。「県改市」（県を市に改める）や小都市昇格などが一般化していくと、「大都市化」となるのである。

第4に、大・中都市の国際化である。これは、都市の物質生活と精神生活が国際基準に達することである。90年代に入り、一部の大・中都市は一斉に「建設国際化都市」のスローガンを打ち出した。實際上、どの都市も国際化の条件をまだ整えたわけではないが、このことは経済の市場化が都市に対してより高い機能を求めていることを反映するものである。それは、経済が世界規模に発展することによって、世界の国々に繋げられる各種のサービス業と国際的接触を行う適切な場所に対する需要ができることである。

### 2.2.3 工業化・都市化の問題点

工業化・都市化によって中国は経済成長し、人々は豊かな生活を享受できるようになったが、その工業化・都市化を駆動した同じメカニズムのなかから、都市問題・公害問題などが発生してきた。

都市圏での世代数の著しい増大のために、住宅需要は常に供給を大幅に上回ってきた。鉄道や主要道路沿線では宅地開発が相次いだ。都市圏での住宅難は一向に解消しなかった。狭小で設備の劣悪な民間の借家が多数建造され、都市環境も乱雑化した。また、人々の持家指向や近郊での土地価格の急上昇などの諸要因も作用し、大都市圏での職場と住宅との遠隔化

の傾向は促進された。日々の通勤のための交通量増大に対処するための輸送機関の能力増強が、再び鉄道沿線での宅地開発を呼びおこすという因果連関が、都市のスプロール化傾向を強めていった。

また、都市とその周辺に集積してきた工業や都市内の商業などの発達に伴うトラック輸送の増大に、一般家庭の乗用車利用の急増が加わって、自動車交通混雑は極限に達した。一般家庭の乗用車利用は不要不急などといわれながら一向に衰えなかった。これは自動車の相対的な価格が低落してきたこと、公共交通機関の不十分さの私的な補完、経済生活水準上昇への願望の表現、もしくは一応衣食は足りて余裕ができたという充足感の表現、狭小な住宅への不満の代償など、根深い原因があったためと指摘されている。

自動車事故件数と死傷者数も大幅上昇した。このためガードレールの設置、歩道橋の建設、自動車専用道路の建設、安全意識の普及などの対策や、一方通行などの対応が行われてきた。近年は、都市での自動車交通容量の飽和、交通管制システムの充実、人々の馴れなどによって事故件数の減少がみられるが、騒音、振動、大気汚染などとも絡んで、都市交通体系の見直しに対する要請の声も多数出されている。

都市など人口稠密地域の周辺に工業が集積されたことによって、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの公害も大問題化した。環境汚染が環境基準を超過している所が多いので、汚染・汚濁防止対策の強化と共に、工場の新增設に対する各種の規制の強化や工場の都市外移転に対する誘導も行われている。

都市とその周辺への工業の集積が、メリットの大きい状態からデメリットが目立つ状態へと変化してきたことによって、都市圏での人口構成は次第に安定・成熟化の方向に向かいつつあるが、都市への人口流入には依然として根強いものがある。

1980年に20%未満だった中国の都市化率（都市人口/全人口×100）は、2008年には45.7%に上昇したものの、先進国平均（75%）はもちろん、世界平均（50%）も下回っている。1人当たりのGDPが同じレベルにある他の国々と比べて、中国の都市化率は10ポイントほど低いといわれている。

中国は人口数が多い割りに、市場規模はそれほど大きくないとの指摘があるが、その理由の一つに全人口の6割以上を占める農村部の所得水準が低いという現実がある。1人当たりの消費支出では、都市部は11,242.85元なのに対して、農村部はその33%未満に当たる3,660.68元にとどまっている<sup>5</sup>。

中国政府は経済高成長の維持と成長方式の転換を図っているが、この目標を達成するには内需拡大、特に農民の所得水準向上が必要不可欠とされている。都市化の推進は農民の所得水準を向上させるための最終手段で、個人消費需要の拡大やインフラ関係の投資需要の創出を通じて、中国经济成長を支えていく要因となることが期待されている。

中国政府は「大中小都市の強調発展・土地節約・合理配置」を基本原則にして、「積極的、かつ着実に都市化を推進し、都市・農村の二元構造を逐次見直す」との方針を示し、2010年に都市化率を47%に、2020年には56%に引き上げることを目標としている。

表2-2 都市化率の国際比較 (単位：%)

国\年	1980	1990	2000	2010
中国	19.6	27.4	35.8	44.9
日本	59.6	63.1	65.2	66.8
韓国	56.7	73.8	79.6	81.9
インド	23.1	25.5	27.7	30.1
アメリカ	73.7	75.3	79.1	82.3
イギリス	87.9	88.7	89.4	90.1
フランス	73.3	74.1	75.8	77.8
ドイツ	72.8	73.1	73.1	73.8
ロシア	69.8	73.4	73.4	72.8
ブラジル	67.4	74.8	81.2	86.5
世界平均	39.1	43.0	46.6	50.6

出所：『国連世界都市化予測』（UN World Urbanization Prospects）2005年版。2010年は予測。

中国の都市化率はまだ低いものの、都市人口数は約6億人（2008年末）と、日米とEU諸国（新規加盟国を除く）の合計に匹敵する。中国の都市化率が1ポイント上昇すれば、約1,000万人の農村人口が都市部に移転することを意味し、都市部のインフラ建設に大きな圧力をもたらしかねないとの懸念もある。

### § 2-3 労働力移動の現状

中国では毎年数百万人の新たな農村労働力が増えており、労働力は需要をはるかに超え、明らかに余剰である。農村では農業に従事する労働力は新たに加わる労働力の35%しか必要とされないため、全体からみると、大きな余剰労働力を非農業部門に向わせなければならない。現在中国はこうした労働力移動の長期的な過程にある<sup>6</sup>。

部門間の労働力移動は、地域ごと大きな差異がある。東部の部門間の労働力移動状況は総じて中西部より大きく、そして中部と西部は差がない。労働力移動がある程度高いのは、改革開放の経済発展が比較的早い地域だけである。そのうち3つの直轄市（北京、上海、天津）と浙江、江蘇、広東、福建を見てみると、これらの省の部門間労働力移動の割合は1999年にすでに30%を超えている。中西部などの経済発展の遅れている地域では、部門間労働力移動は比較的遅い。また、これらの地域における経済発展の度合いを考えると、この地域内での部門間労働力移動はかなり非現実的である。そのため、地域間に跨った労働力移動は、中国将来の労働力移動の一つの大きな特徴になる。

第5回と第4回の人口調査のデータを比較すると、以下の3点の傾向に気づく。第1に、地域間（省・直轄市・自治区レベル）の人口移動規模がさらに拡大している。全国の地域間の移動人口規模は1990年の1,110.2万人から2000年の4,241.9万人に増加し、実に1990年の3.82倍になっている。第2に、人口流入分布は更に集中している。過去10年間で、広東の人口増加は14.5倍、北京の人口増加は4.3倍、上海の人口増加は5.6倍、と人口流入分布の方向は明らかになっており、基本的には、上海、北京、広東の3極に集中する傾向にある。第3に、人口流出地域はさらに分散化している。1990年に、人口流出が最大だったのは四川省だが、第2位とは1.89倍、第3位とは2.86倍の差があった。2000年になると、人口流出第1位の四川省と第2位との差は1.52倍、第3位とは1.61倍に下がった。人口流出は基本的に多極化の方向を示している。ある分析によると、1人当たりGDPと人口流入率の間には1人当たりGDPと人口流出率の間より遥かに強い相関関係が存在するとのことである<sup>7</sup>。



- 
- 1 途上国の経済開発と所得分配の関係については、Chen & Ravellion[2010]を参照のこと。とくに中国に関しては、北村嘉行[2000]、孟建軍[1995]、中兼和津次[1996]、谷口洋志他[2009]、王文亮[2009]、および嚴善平[1992]などの諸研究がある。
  - 2 三線建設とは、沿海地域（一線）、平原部（二線）が敵に占領された場合に備え、内陸山間地（三線）に軍需基地を建設する戦略のことをいう。
  - 3 中国農村の実情は、細野昂他[1997]のほか、田島俊雄[1992]、若代直哉[1987]、温鉄軍[2010]、あるいは嚴善平[1997]などによって報告されている。また、農村改革については、上記諸文献のほか、王曙光[1996]、吳敬璉[2007]、および徐勇[2007]をも参照されたい。
  - 4 中国農村労働力流動課題組 1989、12-20。
  - 5 『中国統計年鑑』2009年版による。
  - 6 ただし、計画経済期をふくめ、中国農村が一貫して余剰労働力を抱えてきたというわけではない。余剰労働力が「顕在化」し、従って後述するルイス理論が妥当するのは、1990年以降だとする見解もある。丸山知雄[2002]を参照。
  - 7 地域間労働移動についての研究はすでに数多くあるが、ここでは、孟建軍[1993]、嚴善平([2005]および[2009])をあげておく。なお、少数民族の移動については、韓美蘭[2010]、小島麗逸[2011]、および王柯[2011]が参考となる。

## Ⅲ 農民工の現状

### § 3-1 省別人口概況

農民工とは（農業）戸籍を農村に残しながら、主に非農業に従事する者を指している。農閑期に外出して出稼ぎをするものの、農繁期になると農業に従事する、流動性の高いものもいれば、長年都市部で働き、産業労働者の重要な構成部門をなす者もいる。都市部の農民出稼ぎ労働者だけでなく、農村部の郷鎮企業で仕事をする兼業または専業の労働者も含まれている<sup>1</sup>。本節では、中国における農民工の現状について述べる。

#### 3.1.1 省別人口の分布

2008年において、31省自治区直轄市（台湾・香港・マカオ除き）のうち最大の人口を有するのは広東省であり、9,544万の人口を記録した。これに次ぐのは河南省と山東省で、いずれも9,000万台であり、その人口は9,429万と9,417万、以下四川省8,138万、江蘇省7,677万、河北省6,989万、湖南省6,380万、安徽省6,135万、湖北省5,711万、浙江省5,120万であり、人口5,000万以上の省の数は10である。人口4,000万台を示すのは広西（自治区）、雲南、江西、遼寧、3,000万台は黒龍江、貴州、陝西、福建、山西であり、合計9省自治区が3,000万台以上の人口を有することになる。一方、人口1,000万台以上は、大きいほうから順に、重慶（直轄市）、吉林、甘肅、内モンゴ（自治区）、新疆（自治区）、上海・北京・天津（直轄市）の8省自治区直轄市である。

#### 3.1.2 省別都市化水準

省別都市化率からみると、2008年において、31省自治区直轄市（台湾・香港・マカオ除き）のうち、2010年の世界都市化率平均レベル（約50%）に達しているのは、11であり、先進国の都市化水準（70%以上）に達しているのはわずか3である。地区から見ると、沿海部の3大都市圏に位置するのは7であり、上海、北京、天津、広東、遼寧、浙江、江蘇である。それに対して、大きい内陸省の貴州、雲南、河南、四川、広西、安徽はいずれもマイナス10にある。都市化水準が低い諸省は労働力輸出大省と見られ

ている。

### § 3-2 農民工に関する主な政府調査

中国では、戸籍登記条例に基づく人口の転出または転入の記録は、計画経済の時代から公安機関で行われてきている。ところが、改革開放の深化に伴い、戸籍の転出入をせずに、農村から都市に移動して暮らす、いわゆる農民工が1980年代末から急増し始めた。それと同時に、農民工の実態を把握するために、中国国家统计局、農業部、労働社会保障部などで様々の調査も実施された。以下では各調査の概要を整理し、農民工の実態を描く。

#### 3.2.1 人口センサス・1%人口抽出調査

新中国成立後の30余年間に、全人口を対象とするセンサスが3回実施された(1953年、64年、82年)が、人口の地域間移動に関する調査項目が採用されなかった。一定の期間内に居住地を換えた人々の実態を記録するのは、1987年の1%人口抽出調査以降のことである。

1987年調査では人口移動に関する項目が盛り込まれた。その結果、調査時までの5年間で常住地が変わった人(期間移動人口)、戸籍登録地から半年以上離れて他地域に住む「暫住移動人口」の姿がわかるようになった。こうした移動人口の実態に関する全国調査は、1990年と2000人口センサス、1995年と2005年1%人口抽出調査でも制度化されている。この系列の調査結果から流動人口全体、農業戸籍人口、就業目的の流動人口などが把握される。ただし、5年間隔の調査であるため毎年の変動が捉えられないこと、定義により一定の期間を超えない移動者がカバーされないこと、戸籍の転出入があった移動者が暫住移動人口の対象にはならないこと等の欠点も指摘される<sup>2</sup>。

#### 3.2.2 国家统计局農村調査隊の農家調査

同調査では全国6.8万農家世帯を対象に記帳調査が行われるが、1997年から2000年までの4年間に、農家労働力の移動状況に関する調査項目が農家調査票に付け加えられた。同調査の集計結果および簡単な解説文は「農村労働力の利用および移動状況」という形で公開されている。

この調査では、「農村転移労働力」は郷鎮内の非農業に従事しているか、あるいは出稼ぎ目的で郷鎮外へ移動して6カ月以上経過した者と定義される。この調査がきっかけとなって、2001年以降、国家統計局の農家調査では農村労働力の利用と流動状況に関する調査が制度化されている。残念ながら、同調査の集計結果は国家統計局発行の農家調査資料集に掲載されておらず、『中国統計年鑑』にもない。外部に流出した労働力の総数や移動者の空間分布、産業別就業構造、教育、年齢などに関する基礎データを含む簡単な調査報告は定期的に公表されるだけである。不満は多いが、この調査の集計結果は農民工の全体像を把握する上でもっとも優れたものとして高く評価されてよい。なお、この調査で定義される外部流出労働力とは、戸籍所在地の郷鎮から流出して1カ月以上の出稼ぎ労働者を指し、調査時に就業している者とそうでない者の両方が含まれる。前述の、1997年から2000年までの調査で定義されたものとは異なるので注意を要する。

### 3.2.3 農業部農村固定観察点の農家調査

この調査は1986年から始まったものであり、一部の年次が欠落しているものの、同類調査の中でもっとも長い歴史を持つ。調査対象の農家世帯数はおよそ2万戸、300余りの村と規模が比較的小さい。しかし、国家統計局の家計調査で収支、生活などに重点が置かれるのと対照的に、定点調査では農家の経営、労働力の利用などに関して多くの項目が設定されている。ただし、統計局の家計調査と何点かで異なっている。外部流出労働力は郷鎮から出稼ぎに行って3カ月以上経過した者とされ、行き先、流出者の属性などに関する情報も少ない。

### 3.2.4 労働社会保障部の農村労働力就業調査システム

中国の労働行政は旧来、主として都市部の企業などの就業、賃金などに関する業務を担当し、農村部の就業政策や農民工の移動・就業・福祉に関してはノータッチであった。ところが、農村労働力の地域間移動が政策的に認められるようになった1990年代中頃に入ってから、労働社会保障部は農民工の就業実態や農村労働力の就業促進に関する調査を行うようになった。

最初の農家調査は1995年1月に英・オックスフォード大学と共同して行われた4,000農家世帯の就業調査であった。その後、国家統計局の協力を得て農家労働力の利用調査が4年間行われた(1997年～2000年、前述)。それと並行して労働社会保障部独自の農村労働力の移動状況に関する調査システムが整備された。つまり、全国各地から代表的な100地点(主要な労働力の移出地58、移入地34、中継地14、ただ、6つの中継地が移入地と重なる)が選ばれ、そこにおける労働力の移動、就業などに関する調査が定期的に行われ、集計結果は四半期ごとに詳しく公表された。ところが、なぜかこの調査も2002年までの3年間で終わってしまったようだ。労働社会保障部の公式HPにも同調査結果の公表はその後なくなった。

2004年から全国の主要都市で労働力の需給状況に関する調査システムが新たに作動し、農民工を含む都市労働市場における求人、求職情報がより詳細に統計、公表されるようになっている。

### § 3-3 農民工の実態

#### 3.3.1 農民工の規模

人口センサスなどに基づく推計によれば、中国の総人口は2004年に13億人に達し、その41%に当たる5億4,000万人が都市部に住んでいるとされる。しかし、公安行政で行われる戸籍統計では、同年の都市人口は3億6,000万人となっている。2つの統計に1億8,000万人の開きがある。人口センサスが現住地を、公安行政の人口統計が戸籍登録地を、原則としていることから、両者の開きは主に農村に戸籍を残したまま都市部に移り住んでいる農民工およびその家族の総数だと考えられる。2000年上海市流動人口調査によれば、戸籍登録地から離れて半年未満の者は総流動人口の21%を占める<sup>3</sup>。全国もほぼ同じ状況だとすれば、およそ3,600万人の流動人口が実際都市部に住んでいながら、センサスなどではそれが捉えられていないということになる。

もちろん、都市部の非農業人口も地域間で移動しているし、就労していない子供も中に含まれるので、1億8,000万人という数字は農民工の規模を示すものとして大まかすぎる。

農業部固定観察点農家調査によると、農村から流出した農民工の規模が

非連続的に拡大していった。具体的にいうと、1980年代、1990年代と2000年代の三つの期間において、年末農村労働力数に占める外出農民工の割合はそれぞれ6～7%、11～14%、19～21%と階段を昇るような形で上昇したものの、各期間内では同割合が比較的安定した。

また、外出農民工の割合と農村就業者数を用いて外出農民工の総数が推計される。こちらも非連続的な増加傾向を見せた。80年代、90年代、2000年代における外出農民工はそれぞれ3,000万人弱、6,000万人前後、1億程度と推計される。

国家統計局農家調査の結果によると、2002年から05年にかけて、流出した農民工の総数は1億470万人から1億2,578万人へと2,000万人余り増えた。農村労働力に占める割合は21.7%から25.0%に上昇した。いずれも農業部固定観察点の調査結果を上回った。ところが、両者で定義した外出流出期間の違いを考えると、1,000万人余り、2%ポイントの開きがあってもあながち間違いとはいえないと思われる。むしろ、当然の結果というべきである。

2000年人口センサスと2005年1%人口抽出調査で把握された「暫住移動人口」をみると、この5年間で戸籍登録地から離れて他地域に住んでいる流動人口はわずか296万人増えただけであった。伸び率はただの2.1%で、1990年代後半の140%増と比べ物にならない。流出して半年未満の農民工が相対的に増大したのは最大の原因であろう。だとすれば、統計の外出期間をいかに定めるかによって、調査でカバーされる農民工の数は大きく変化する可能性があるということになる。

国家統計局農家調査では、ほかに見られない指標もある。「挙家離村」をした農民工の規模である。2002年には挙家離村の農民工は2,350万人に達し、外出農民工全体の21.7%を占めた。挙家離村の規模はその後も拡大し続けるが、対全体比はほぼ2割強で安定している。彼らは戸籍を故郷に残しながら、都市部、沿海部で仕事し暮らしている、

### 3.3.2 農民工の特徴

国家統計局農家調査によると、農民工の特徴は以下のとおりである。第1に、男性と女性の割合はほぼ2対1であるが、地域別には産業構造の違

いによって男女の構成比が異なる。たとえば、組立産業が集積する珠江デルタでは女性の割合は37.4%と全体平均を4%ポイント上回った。第2に、農民工の教育水準は年々高まっている。中卒以上の対全体比は2005年に83.5%へと全国農村平均より20%ポイント高い。中でも大専以上の学歴を持つ農民工が急増し、2005年には全体の5.5%を占めるようになった。第3に、農民工の平均年齢は、28歳ぐらいで安定している。年齢階層別に見ると、20歳代、30歳代のそれがほとんど変わらず、10歳代後半が4%ポイント下がり、40歳代以上が3%ポイント上がったことがわかる。21歳～40歳の青壮年層の割合がほとんど変わらないことから、「農民工」という社会現象の本質が見えてくる。

戸籍の転出入がないため、農民工は「流動人口」として都市部、沿海地域に「暫住」するしかない。労働力としての利用価値があるうちは、滞在することが許されるが、生産ラインのきめ細かな手作業をこなす集中力、あるいは工事現場で必要とされる体力が弱まってしまうと、農民工は役立たない廃品のように放り出されて、そして故郷に帰還せざるを得ないのである。

### 3.3.3 農民工の地域間移動

国務院研究室課題組の調査によると、農民工の地域間移動に関する主な特徴として以下の諸点を挙げるができる。

第1に、東部、中部と西部の間に外出農民工の対農村労働力比がかなり異なっていることである。経済発展が相対的に遅れた中・西部のそれは東部地域より著しく高い。雇用機会の多い東部では郷鎮以外へわざわざ出稼ぎに行く必要性が低く、逆に中・西部では地元の雇用機会が少なく、非農業で就業しようとするれば遠くの沿海部、都市部へ外出するしかない、ということができよう。国家統計局の農家調査によれば、2004年に省区の外へ出稼ぎに行っている農民工の対全対比が60%を超えた地域は9つを数える(安徽・85%、江西・86%、湖南・73%、湖北・71%、河南・64%、広西・76%、重慶・64%、四川・63%、貴州・80%)。

第2に、中・西部が農民工の移出地、東部が農民工の移入地という構図が存在する。2004年に農民工全体の3分の1を供給する東部だが、そこで働く者は農民工の70%を占める。中西部はちょうど反対の様子を表した。

第3に、東部地域の農民工のほとんどが同じ東部に留まっているのと対照的に、中部農民工の約3分の2、西部農民工の4割強が東部地域で仕事をしている。当然の結果であろうが、農民工の東部集中が非常に突出していることは大きな特徴である。また、東部集中であっても一極集中ではな

い。確かに広東省だけでも農民工の28.4%が働いているが、浙江、江蘇、山東、上海、福建、北京にもたくさんの農民工が暮らしている(それぞれ8.1%、6.8%、4.7%、4.4%、4.2%、3.8%。2004年)<sup>4</sup>。

---

<sup>1</sup> 中国国務院「農民工問題の解決に関する若干の意見」(2006年3月)による。農民工の現状に関する先行研究も数多くあるが、ここでは、洪明順[2003]、溝口由己[2011]、三浦有史[2011]、高橋満[2009]、塚本隆敏[2010]、魏城[2008]、嚴善平([2005]および[2009])をあげておく。

<sup>2</sup> 嚴善平 [2005]。

<sup>3</sup> 嚴善平 [2009]。

<sup>4</sup> 国務院研究室課題組[2006]。



## IV 国内労働力移動の障壁——戸籍制度

### § 4-1 戸籍制度の情況

現代の中国の経済と社会を研究するために理解しなければならない重要なポイントの一つは、戸籍制度である。中国では、秦の時代に戸籍制度が初めて正式に導入され、清の時代までに緩やかに発展してきたが、大きな変化はなかった。1949年社会主義新中国（中華人民共和国）創立以来、全く新しい戸籍制度が作られ、その後、出生地により「非農業戸口（＝都市戸籍）」、「農業戸口（＝農村戸籍）」という区分が厳密になされる戸籍制度になり、農村で生まれた者が都市（＝都市）に戸籍を移すことは容易なことではなかった。そのため、都市戸籍のないものが都市に移動しても、①食料分配制度の恩恵にあずかれない、②子女が公的教育を受けることができない、③医療保険・年金などの社会保障制度の対象とならない、といった生活面での不利益をこうむることになった。改革開放後（1978年末～）、市場経済が導入されて以来、食料分配制度は廃止となり、内陸部の農村から沿海部の都市へと労働力移動が拡大したが、農村出身者は都市戸籍を取得しないかぎり、依然として②と③の障壁が存在している。

本節では主に新中国創立以来、改革開放前の時期（1949年—1978年）の中国の戸籍制度の成立過程、特徴及び問題点、改革の過程と現状について、詳細に分析する<sup>1</sup>。

#### 4.1.1 中国戸籍制度の背景

1949年10月1日、毛沢東は中国人民が立ち上がったと宣言し、中華人民共和国が成立した。しかし、新中国を取りまく国内外の情勢は厳しかった。国際的には米ソ対決は顕在化し、東西冷戦に伴う緊張は高まっており、内戦で共産党に敗れて台湾へ移った蒋介石・国民党政権は、アメリカから巨額な軍事・経済援助を受けて大陸への反攻を狙っていた。さらに、50年6月勃発した朝鮮戦争は米中関係の緊張を一層激化させた。誕生して間もない新中国は社会主義陣営の一員として、ソ連への傾きを強めざるを得ない状況にあったのであり、それは中国が本格的経済建設を始めた時から、ソ連を模範に重工業優先政策を採用した理由の一つである。もう一つの理

由は、アメリカの対中国封じ込めに対抗するために、国防工業を育成する必要があったからである。このように中国は、欧米先進国の工業化過程、すなわち、軽工業から資金と技術の蓄積を行い、その蓄積を重工業に投入するという経路とは異なった発展戦略で工業化を進め、初期の社会主義経済建設をスタートさせた。

重工業優先政策は多額の資金を必要とするが、しかし、資金の絶対量は不足しており、ソ連からの援助資金も 56 年から本格的返済を始め、それは農産物を輸出し、取得した外貨＝アメリカドルを返済に充てるというものであった。

以上の国際的、国内的状況のもとで、重工業のための資金の供給源は農業部門に求めるしかないと、毛沢東をはじめとする中国の首脳部が考えたのである。政府は農産物への「統一買付・統一販売」（「統購統銷」）を通じて、食糧等への統制を強め、確保した食糧及び「副食品」を都市住民に低廉な価格で提供し、それによって労働者の賃金を低く抑えると同時に、農産物加工品、軽工業品を消費者に高く販売し、その収益を重工業に充てるという蓄積構造を作り上げた。しかし、重工業の発展による雇用機会の拡大は限られているため、農村から都市への流入人口の急増は、都市の失業者の増加と消費財・社会福祉サービスを提供する国家の財政負担を増大させた。したがって、計画経済システムのもとで、前述の重工業優先発展戦略下の蓄積構造を有効に機能させ、国家の財政負担の減少と、農業労働力の確保を図るために、農民を農村に固定し、農村から都市への人口移動を阻止する必要があったのである。その行政的手段が戸籍制度に他ならない。

## 4.1.2 中国戸籍制度の特徴

### 4.1.2.1 中日戸籍制度の比較

中国の戸籍制度は、基本的には現代日本の本籍登録と住民登録とを重ね合わせた機能を持っている。例えば、住民の住所変更や出生・死亡による世帯数の変更があった場合に届け出なければならない。人口数の変化や住民の地域内での移動状況を把握するという点では、日本と同じである。日本の戸籍の形態や意味合いとの相違について述べると、まず記入形式や記

入内容が違ふ。日本では戸籍は夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として編成されるが、中国の戸籍登録は個人単位であり、各人が1人1枚ずつ戸籍登記表を記入・保管し、これを戸ずつに集めて「戸口(=戸籍)簿」として保存する。

次に仕組みが違ふ。すなわち、日本でいう本籍は、現実の住所と関係なしにどこに定めてもよく、また自由に変更(転籍)できるが、中国の戸籍は常住地と連結しており、自由な移動ができないことになっている。中国の戸籍制度は中国の社会、経済、中国人の生活に与える影響が日本のそれをはるかに上回り、それは農村から都市への人口移動を完全に遮断するという重要な機能を果たしているのである。これこそ中国の戸籍制度の最大の特徴といえよう。

#### 4.1.2.2 時代ごとの特徴

最初に確立された戸籍制度の基本原則は、革命的秩序を確保するために、「人民の移転の自由を保障し」、「反動分子を発見し拘束する」ことであった。50年8月12日、公安部門では内部資料として「特殊人員の管理に関する暫定的実施方法(草案)」（「特種人口管理暫行弁法(草案)」）が配布され、いわゆる「特殊人員」に対する管理が始まった。これを皮切りに、58年まで一連の人口管理に関する指示が出された。「暫定的実施方法」の管理対象である「反動分子」、「特殊人員」、とは反共産党、反人民共和國勢力、台湾に移った国民党の残留分子・スパイ、秘密結社等であった。この過程で公安部門の組織化が進んだが、組織化の最大の目的は人々の正常な移動に対する管理ではなく、上述の「特殊人員」に対するものであった。

50年7月、「城市戸口管理暫行条例」（＝都市戸籍管理暫定条例）が制定されたが、これによってほぼ全国都市部の戸籍登録制度が統一された。同条例では都市居住者が対象とされており、転出・転入・出生・死亡・変動(結婚・離婚・別居・失踪・就職・解雇など)について登録・申請する旨が定められた。この条例の中では、転出入時の手続きについての簡単な規定はあったものの、移動自体を制限するような内容は盛り込まれていなかった。そして、第1条に制定目的として「社会治安を維持し、人民の安

全及び居住・移動の自由を保障するため」と記されていることから、この暫定条例は50年8月に配布された「关于特種人口管理的暫行弁法」（＝特殊人員の管理に関する暫定的実施方法）と同性質のものであったと思われる。移動の自由に関するこうした考えは54年憲法からも見出すことができる。54年9月、中国最初の社会主義憲法が採択・公布され、その第90条において公民の居住・移転の自由を定めている。

1955年6月、国務院は「建立經常戸口登記制度的指示」（＝恒常の戸籍登記制度の確立に関する指示）を通達したが、その主眼はやはり人口の変動状況を把握することであり、人々の移動・移住を制限するものではなかった。さらに56年3月、第1回全国戸口工作会議が開かれ、戸籍管理における三つの基本的機能、すなわち、①公民の身分を証明する、②人口センサスのための資料を提供する、③反革命分子及び各種の犯罪分子の活動を防止する機能が明確にされた。すなわち、この時に至っても、後述する「盲流」（農村から都市へ盲目的に流入した人口）を阻止するための通知・通達が出されたものの、人口移動を明確に制限する法規は制定されていなかった。

しかし、失業問題の深刻化及び国家財政負担の増大は戸籍制度の性格を大きく変化させ、社会秩序の維持、人口統計のための資料提供という基本的機能の他に、都市人口の増加を抑制する「特殊的機能」、都市住民に消費財を提供する「付加的機能」が付け加えられたのである。

#### 4.1.3 都市への人口移動の増大と政府の規制

前述のように、50年代前半までの中国では、都市間や都市と農村の人口移動は基本的には自由であった。この時期に都市化の進展及び経済建設のための労働力需要の増大に伴い、政府・企業の計画募集と都市への自発的流入は並行していた。政府は「計画外」の流入人口に対して、農村に戻って農業に従事するよう説得したり、農村に戻れば交通費を支払い、土地の優先分配を約束したりするなど、緩やかな方法で対応した。しかし、その後、農村に戻った人口に比べ、農村から流出した方がはるかに多く、都市人口の増加速度は政府の予想を超え、計画経済のスムーズな運行に支障をきたすようになった。

#### 4.1.3.1 都市への人口流入の誘因

都市部への自発的移動の最大誘因は、都市と農村の所得格差であった。地域によって労農間の格差の程度に差異があり、全体的に言えば、50年代前半では、解放前（1949年以前）に比べ収入・消費水準の上昇は著しかったものの、労農間の格差は縮小したとはいえない。こうした都市住民と農民の収入格差は、農村から都市への人口流入を促す大きな誘因の一つとなった。

第2の誘因として、第1次5カ年計画期（1953～57年）の工業化の進展による雇用機会の増加、都市に移住した労働者の家族に対する手厚い福祉サービスが挙げられる。農村から流出した農民の多くは臨時工として雇用され、主に建築業の土掘り、土担ぎ、現場掃除、サービス業の清掃、守衛、炊夫など、技能が必要としない肉体労働関係の職種であった。当時、正式な職業を見つけ、親族の住所に登録できた人については、都市での生活が許され、都市住民としての身分も認められた。労働者の家族が都市に入れば、家族手当、医療費の半額免除、生活保護、低廉な家賃及び水道・電気代、就職や進学上の便宜等、いわゆる「6大利点」を享受できることは、彼らが都市に移る大きな誘因となった。

#### 4.1.3.2 政府の都市人口の減少策

農村から都市への人口流入問題とは別に、都市部の小中学卒業生の進学・就職問題があった。この問題への対策は、都市部の進学・就職できない若者を動員し、農村に赴かせ、農業に従事させる知識青年の「上山下郷」ということであった。55年9月から都市部の就職問題や食糧問題を解決するため、青年学生を農山村に送り込み、長期間定住させることになった。一方、これより先に、都市人口の減少策として、もう一つの計画が進められていた。1955年7月、「第1次5カ年計画」が人民代表大会に承認され、3,868万畝（258万ヘクタール）の荒地開墾が決定されたが、開墾への参加を呼びかけた団中央（＝中国共産主義青年団中央委員会）は北京、天津、上海等10余りの省・直轄市において「青年遠征志願開墾隊」を組織し、「祖国の辺疆建設」に参加させた。この他に地域開発・工業配置調整政策に基づいて、沿海部の大工場、大企業は内陸部へ移転したが、

それに伴う労働者及びその家族の移動、新興工業地区への経営管理者、技術者の移動が同時に行われた。1954～56年の3年間に、上述した都市部の青年学生の下郷運動、辺疆支援運動、沿海部から内陸部への工場の移転に伴う移動など、新中国建国後初めての人口移動の高潮期となった。

#### 4.1.3.3 流入人口への規制

流入人口に対して、厳しい法的措置には踏み込まなかったものの、都市への人口圧力の危機感から、政府は1952年より一連の通達や指示を地方政府・機関及び企業に発し、「計画外」流入人口が農村に戻るよう、主として個人を対象に呼びかけを重ねてきた。政府は急増した都市人口に対して、就業機会、食糧・住宅、教育・交通・医療機関等公共施設の提供は満足にできなくなり、数百万人に上る流動人口は社会の不安材料となり、それによって発生する社会秩序の混乱を恐れていたからである。1953年4月より58年初めにかけて、政府は次々と指示や通知を出した。これらの指示・通知の内容は、農民の盲目的流出の防止、企業が無断で農村からの労働者募集の禁止、公安機関による戸籍管理の厳格化、食糧部門による非都市人口への食糧供給の禁止、自発的に都市に流入した農民の送還等に要約できる。

この時期の最も大きな変化は、食糧に対する政府統制の強化と、都市への食糧・副食品の供給と戸籍管理との一体化である。物資不足の時代には必ず政府の統制は強化される。これは、戦後復興期の日本を見れば分かるように、中国に限る現象ではない。しかし、農村から都市への人口移動を阻止するために食糧統制を利用するのは、中国の特徴といえよう。中国では1953年以降、食糧に対する国家統制、すなわち食糧の統一買付・統一販売が始まり、2年後の55年に都市、工業地帯に常住する人々に対する配給証（「居民購糧証」、「糧票」（＝食糧切符））の配布を開始した。55年、国務院は「農村における食糧の統一買付・統一販売についての暫定的実施方法」、「市鎮糧食定量供応暫行弁法」（＝都市部の食糧供給に関する暫定的実施方法）を公布し、これによって生産から消費に至るまでの食糧の全面的国家管理体制は完成した。この管理制度のもとでは、農民は自らが所属する農業集団組織で働き、そこから食糧を得なければなら

かったが、都市住民は公定価格で国家から食糧の配給を受ける権利を享受していた。政府にとって食糧の管理・分配制度を混乱することなくスムーズに運用するために、人口や職業の流動化を抑制する必要があり、戸籍制度にはそうした人口移動や職業選択に対する抑制機能が付加されていた。食糧統制制度は食糧市場が十分に発達していなかった当時の中国においては絶大な効果があり、農村からの移住者は短期間ならともかく、長期的に都市で生活を維持することが実際に不可能となった。

食糧の他に、都市戸籍を持つものを対象とする「副食品」や「日用品」の供給があった。副食品には、豚肉、魚、卵、サラダ油、砂糖等が含まれ、それぞれの券を持っていれば公定価格で購入できた。「副食品券」の他に、「居民購貨証」（住民物品購入証）が発行され、燃料としての石炭、野菜、その他の消費財を購入する際に必要であった。日用品は、例えば綿布券（「布票」）、石けん券、肌着・シャツ券（「汗衫背心票」）が配布されていた。

#### 4.1.4 戸口登記条例（1958年）の特徴

1958年1月8日、第1期全国人民代表大会常務委員会第91回会議での審議・採択を経て、同日、「中華人民共和国戸籍登録条例」（「中華人民共和国戸口登記条例」、以下「条例」と略す）が公布された。これは新中国の初めての戸籍管理法規であり、その制定によって戸籍登録事務の全国的な整備・統一が実現された。「条例」は、改革・開放後の80年代に一部改正されたが、現在においても中国戸籍制度の基本法規として機能している。

「条例」は全部で24条からなり、その趣旨は「社会秩序を維持し、公民の権利と利益を保護し、社会主義建設に資するため、本条例を制定する」（第1条）とあるように、「社会秩序の維持」が主な目的である。ただしこの時の「社会秩序の維持」は「都市の社会秩序の維持」であり、その目的は、農村人口を農村に釘付けにし、農村から都市への人口移動が行われないようにすることであり、50年代初頭の「社会秩序の維持」——中国政府・共産党の支配に対する抵抗勢力への鎮圧——とは明らかに異なっている。

「条例」の最も重要な部分は、次に示す第 10 条第 2 項の内容である。すなわち、「公民が農村から都市に移転する場合、かならず都市労働部門の採用証明書、学校の入学証明書、または都市戸口登記機関の転入許可証明書を持参し、常住地の戸口登記機関に申請して転出手続きをとらなければならない」と規定されている。

この条項は 1957 年 12 月 18 日、中共中央・国務院の連名で発布された「農村人口の盲目的流出の制限に関する指示」の制度化であり、57 年までの一連の指示を法律化したものである。これによって農村から都市への転入はほぼ不可能となった。憲法で保障されている居住・移転の自由と、「条例」の規定による移転の制限という矛盾した事態が生じた。

この他に、違反者に対する厳しい処罰は「条例」のもう一つの特徴である。第 20 条において、「戸口を申告しない場合」、「戸口を偽って申告した場合」、「戸口証明書を偽造・変造・譲渡・貸与・売却した場合」、「旅館の管理人が、規定に従い旅客登記を行わない場合」等は、法に従い治安管理处罰を与え、または刑事責任を追及すると定めている。

#### 4.1.5 都市から農村への人口移動政策（1960 年代）

「戸籍登録条例」は、制定後すぐには実行に移されなかったわけではなかった。「大躍進」はピークに入り、都市の労働力需要が旺盛で、農村から都市への流入人口が再び急増したからである。

「大躍進」とは、1958 年 5 月に始まった中国の急進的な社会主義建設運動であり、この政策のもとで、労働力の大量投入による人海戦術的な建設方式が採用され、「15 年でアメリカ、イギリスに追いつき、追い越す」ことが国家目標として提示された。「大躍進」期間中（1958～61 年）に重工業発展の重要性が極端に強調され、都市の多くの企業は突発的なプロジェクトや工事に取りかかり、農村労働力を大量に採用した。そのほか、契約労働者や臨時工として都市で働く農民は数多く存在し、また彼らの家族も大量に都市に流入した。家族は就職や家庭を作る必要がないことから、多くの方は戸籍登録をしなかったと推測される。

この時期、農業労働力の減少や天候不順が原因で、食糧の生産量は 58 年の 2 億<sup>ト</sup>から 59 年の 2 億 7,000 万<sup>ト</sup>、さらに 60 年の 1 億 4,400 万<sup>ト</sup>に



減少した。深刻な食糧不足で特に農村は飢饉に見舞われ、餓死者が相次いだ。都市においても農村からの人口の大量流入は瞬く間に食糧不足の問題を引き起こし、労働者の急増で「商品糧」の供給が追いつかず、食糧問題は緊迫化していた。

こうした状況のもとで政府が取った対応措置は、都市人口の大量削減であった。その方法は主として、「戸籍登記条例」を法的根拠に、都市への人口流入を厳しく制限すると同時に、すでに都市部に流入した農民を動員・説得も含めた強制・半強制的な方法で農村へ送り返すこと（返郷動員）と、都市部の16歳以上の青年学生を動員し、国営農場や農山村に送り込むこと（下郷運動）であった。

返郷（帰農）の主要対象者は、技術的水準の低い労働者や1958年以後農村から都市に移転した新しい市民であり、彼らは手に入れたばかりの「戸籍簿」を市政府に返却し、故郷に帰らざるを得なかったのだが、都市の食糧難による窮迫した生活に耐え切れず、自ら帰郷した人もいた。この他に、「生産や業務において当面必要でない労働者」も人員整理され、都市戸籍と都市で生活する権利を失った。

青年学生の「下郷運動」は続いた。前述した通り、1950年代前半、就職問題を解決するために政府は、都市部の若者を計画的・組織的に農山村や辺境地区に送り込む政策を取っていた。その後「大躍進」政策による都市労働力需要の増加で「下郷運動」は一時停止したが、60年代初頭「大躍進」運動の失敗、食糧危機の発生、都市人口の爆発的増加等の問題が再び顕在化したため、「下郷運動」が再開され、しかも50年代に比べより大規模に推進された。1962年から都市部の青年学生は国営農場で就職するか、農山村の人民公社の生産隊に入隊するかを選択に迫られ、特に66年に文化大革命が始まると、「下郷運動」は「貧農・下層中農の再教育を受ける」政治運動に発展し、農村という広大な天地で自分を鍛えようとの思いと情熱を胸に、農山村へ赴いた青年は少なくなかった。文化大革命が終結した76年以後、下郷させられた「知識青年」は次々と都市に戻り（「知青回城」）、戻った人たちは農村戸籍を都市戸籍に変更できたが、70年代末に農山村や農場に残っている「知識青年」は、未だに数百万人いた。こうした都市に戻った人達の就職問題は、長い間中国政府を悩ませつづけ

た。

この時期に、戸籍制度に対してさまざまな補充規定や補助的措置が付け加えられた。例えば、1962年12月8日、公安部は「關於加強戸口管理工作的意見」（＝戸籍管理業務の強化について）を發布し、戸籍移動の際の原則を次のとおり通達した。①農村から都市への移動は厳しく制限しなければならない、②都市から農村への移動はすべてその定住を許可し、制限してはいけない、③都市間の正常な移動は許可してもよいが、中・小都市から大都市への移動、特に北京、上海、天津、武漢、広州等の5大都市への移動は適切に制限しなければならない。これらの措置によって、農村から都市へ、中・小都市から大都市への移動はほぼ不可能となり、戸籍制度の最終的確立を意味した。そしてこれらの制限措置は、一部の地域における戸籍改革によって緩和されたものの、基本的には今日においても有効である。

## § 4-2 戸籍制度改革の開始と進展

およそ30年続いた中国独特の戸籍制度は、1980年代から現在に至るまでその改革が進み、戸籍制度の形式及び内容は大きく変わろうとしている。戸籍制度の改革がどのような道程をたどり、どのような問題をはらんでいるのか、農村戸籍（農業戸籍）から都市戸籍（非農業戸籍）への変更条件は何か、等に関する研究は必ずしも十分とは言えない。本節では、1980年代以降開始された中国の戸籍制度改革について、中国政府（主に公安部）が通達した主要な方針・政策をもとに、戸籍販売問題、地方の戸籍制度改革の事例等にスポットを当て、1980年代・1990年代以降の2段階に分けて、戸籍制度改革の過程、現状、問題点を浮き彫りにしたい。

### 4.2.1 改革開放後の改革（1980年代）

#### 4.2.1.1 1980年代初期の緩和措置

1980年代における本格的戸籍制度改革の発端は、84年国務院通知であると見ることができる。それ以前は1970年代末から80年代初めにかけて、いくつかの緩和措置が取られたものの、ごく特殊な地域におけるごく一部のみに限定され、改革・開放政策が始動したにもかかわらず、引続き人口

移動の制限政策を維持するという政府の基本原則には変わりがなかった。これらは戸籍制度の改革には程遠く、戸籍政策上の個別的な調整措置にとどまっていると考える。

#### 4.2.1.2 1984年の国務院通知

改革の契機となったのは、1984年10月13日国務院が発令した「關於農民進入集鎮落戶的通知」（＝「集鎮への農民の移入・定住に関する通知」）であり、その主な内容は、第1に、集鎮で工業・商業・サービス業を営み、または従事している農民及びその家族は、安定した住所と経営能力がある者、郷鎮企業で長期間にわたって働いている者は、申請すれば集鎮への転籍が認められる。取得した戸籍は「自理口糧戸籍」（＝食糧自弁戸籍）であり、取得者は「非農業人口」として統計に集計される。第2に、食糧部門は「加価糧油」（政府補助のない高価格の食糧と食用油）を確実に供給しなければならない。そして第3に、地方政府は、転籍者に対して住宅の購入・賃貸の便宜を図らなければならない、とされていた。

この通知は、急増する集鎮に移住した企業の経営管理者や一般従業員を対象としているため、それ以外の農村住民が各々の意志で自由に農村から都市への転籍を認めるには至らなかった。また「食糧は自弁する」こと、すなわち都市戸籍者が享受している低廉な公定価格の配給食糧が得られないことを前提とした。さらに医療、年金、就職、居住等に関しても、自己責任で解決し、政府は面倒を見ないこととしている。したがって、これらの転籍者は厳密に言えば、都市戸籍にも農村戸籍にも属さない、第3種類の戸籍の所有者であり、彼らは統計上では「非農業人口」として取り扱われるものの、その身分は都市住民でもなく農民でもない曖昧な存在となっている。しかし、「食糧自弁」という条件付きの戸籍ではあるが、数十年も厳しく制限してきた農業戸籍から非農業戸籍への転籍が初めて政府によって認可された意味は大きく、それは新中国の戸籍制度史上の画期的な改正であり、戸籍制度改革の一つの突破口となった。

#### 4.2.1.3 「暫住戸籍」と暫住人口管理

「食糧自弁戸籍」と同時に、1980年代改革のもう一つの動きは、「暫住

戸籍」の発行である。農村余剰労働力の顕在化、内陸部と沿海部、農村と都市との所得格差を背景に、出稼ぎ労働者は農村から沿海部大都市を中心とする経済発達地域へ大挙して押しかけてくるが、その規模は実際の労働需要をはるかに上回ったため、一時、「盲流」と呼ばれる出稼ぎ労働者による犯罪は社会問題となり、彼らは都市の治安を脅かす不安定要素とされていた。こうした出稼ぎ労働者を管理するために、1985年から政府は16歳以上、都市に3ヶ月以上住む非都市戸籍者を対象に、「暫住戸籍」を交付することを決めた。「暫住戸籍」は正式な都市戸籍ではなく、それは文字通り、「暫くの間に都市に居住する臨時戸籍」であり、都市の社会秩序を維持するための応急措置という性格を帯びているが、制限できなくなった労働移動への追認であったと言えよう。

「暫住戸籍」を保有すれば、公安部門の強制退去の対象から除外されるが、それを受領するための費用や煩雑な手続きを嫌って受領しない出稼ぎ労働者は少なくない。そのため、出稼ぎ先の地方政府は1980年から90年代にかけて厳しい管理措置を取ってきた。例えば、いかなる企業または個人も暫住証を受領せず、暫住戸籍を申請していない者を宿泊させてはならない、いかなる企業または個人も暫住証を所持しない者を雇用してはならない、管理規定に従い暫住証の受領、交換、取消を行わない者は、公安機関によってその直接責任者または本人に警告する、または罰金を処することができる、等が規定されていた。

しかし、地方政府の暫住人口に対する厳しい管理と対照的に、暫住人口は「暫住戸籍」を保有していても、「常住戸籍」の保有者である都市住民が享受している諸種の行政サービスや医療・年金・住宅・教育の保障が受けられない、いわゆる「二等市民」にすぎないという大きな問題が存在する。暫住証を受領するために、毎年高額な暫住費、計生費（計画出産費）、治安費など都市戸籍を持っている住民に課されない費用を支払わなければならない、暫住者の子弟は現地の学校に通おうとすれば多額の「借読費」（「借読費」とは、農村戸籍の子供が都市の学校に通う時に納めなければならない費用である）や「賛助費」（学校に対する助成金）を納入しなければならないが、これは都市戸籍の所有者が支払う必要がない。こうした差別がなくなる限り、真の戸籍改革とは到底言えないであろう。

流動人口の急増、「人戸分離」（戸籍所在地から離れる）現象の拡大に対応するため、「暫住戸籍」政策と同時に、1984年5月、身分証制度が北京で実験的に実施された後、85年9月6日、全国人民代表大会常務委員会（国会）において「中華人民共和国居民身分証条例」が可決され、全国で実施された。居民身分証は戸籍制度の現実性・有効性が薄れて、行政管理における戸籍制度の及ばない面を補うために発行したものであるが、現在は戸籍制度と並存し、戸を単位とする管理から個人を単位とする管理への過渡的な役割を果たしている。

#### 4.2.2 1990年代以降の改革

1990年代に入ってから戸籍改革は、さまざまな問題を抱えながらも、80年代の改革に比べて大きく前進した。この時期を90年代前半とそれ以降に分けて見ることができるが、90年代前半までは中央政府による改革の総体方案の制定と地方政府による独自の改革が並行し、この時期においても、都市インフラ建設のための資金集めを口実に、地方政府による公然たる都市戸籍の販売がはびこり、80年代にも増して大きな社会問題となった。90年代後半以降では、国務院・公安部による重要な改革案が次々と発表され、これに基づいて、各地方の改革はようやく統一される方向へと向かい、戸籍制度はいよいよ本格的改革段階に入ったのである。そこで以下では、1990年代前半中国政府の戸籍改革総体方案の作成、商品化された戸籍販売の拡大及びこれと関連する「青色戸籍」について取り上げ、さらに90年代後半以降の戸籍制度改革の過程と内容を検討する。

##### 4.2.2.1 国務院戸籍改革総体方案の作成

1980年代において、戸籍制度周辺の諸経済制度・社会制度の変革に連動し、戸籍制度も徐々にではあるがさまざまな形で改革が進み始めた。しかし、これらは部分的な改革という側面が強く、国全体の改革案、すなわち、1958年の戸籍登記条例に取って代わる改革方案はいまだに制定されていなかった。戸籍制度改革の呼声が高まるにつれ、1992年末より、国務院を中心とし、公安部、国家計画委員会、財政部、農業部、労働部等が協力する形で調査・研究が始まり、改革の総体方案を作成するための準備

が進められてきた。その結果、1993年6月、「国務院關於戸籍制度改革の決定（征求意见稿）」（＝戸籍制度改革についての国務院決定〔草案〕）が作成された。その内容は次の通りである。

すなわち、戸籍を農業戸籍と非農業戸籍に区別する現行の制度は非科学的なものであり、それは労働力の合理的流動、中小都市の正常な発展を妨げ、さらに社会主義市場経済の確立と社会の安定を阻害しているため、これを改革しなければならない。具体的には、「中華人民共和国戸籍法」の作成を目標に、農業、非農業戸籍を廃止し、住民戸籍に統一すること、大都市への移住は厳しくコントロールし、中小都市は適切に緩和させ、小都市・鎮（町）はすべて移住を自由にする事、安定した住宅・職業・収入を移住の基準条件とすること、戸籍と社会福祉を分離させ、食糧の供給・就職・入学・住宅など戸籍に付着していたあらゆる優遇措置を廃止すること、等が盛り込まれている。

「総体方案」は戸籍制度改革に関する目標や枠組みを打ち出した、中国政府が作成・公表した最初の方案であり、重要な意味を持っている。この方案によって示された目標が実現されれば、住居の自由と身分の平等はかなりの程度まで改善できよう。ただし、計画的移住管理制度が完全に放棄されたわけではなく、大都市に対する厳しいコントロールが依然として継続されていくこと、大都市、中小都市の人口増加計画はそれぞれ国務院、地方政府に報告しなければならないこと、等が総体方案に記されており、「世襲証書のように、身分制的に人々の人生を世代を越えて運命づけてきた矛盾の多い戸籍制度」を抜本的に改革する方案には至らなかった。

#### 4.2.2.2 「青色戸籍」と「現地有効戸籍」

「青色戸籍」は中国では「藍印戸籍」と呼ばれ、「現地有効戸籍」の一つである。旧来の都市戸籍と区別するため、一般の戸籍に赤色カバー、赤い印が使われるのに対して、青色戸籍は青色カバーと青い印が使用されるためにこの名称がついたのである。この戸籍に対して、批判的見解が多いが、青色戸籍の弊害を認めながらも、それは戸籍改革における有効な試みであり、「先富起来」（先に豊かになる）の農民に「受益者負担」の原理で都市建設費を負担させることで、国家の財政難がこの新しい財源で緩和

されると同時に、中国の都市化が促進される有意義な措置であったとの見方もある。

次に重要なのが、1992年8月の公安部「關於実行当地有効城鎮居民戸口的通知」（「現地有効の都市住民戸籍の実施についての通知」）である。この「通知」では、「当地需要、当地受益、当地負担、当地有効」（「現地の需要に基づき、現地が受益し、現地が引き受け、現地でのみ有効」）の原則が唱えられ、各地方の自主的農業人口の移転策を肯定した形となっているが、これは事実上、地方政府の戸籍販売の合法化につながった。戸籍販売によって生じた「準都市戸籍」の登場は都市と農村の二重戸籍を完全になくせない政府の「苦肉の策」といえるが、地方政府にとってこれは資金・人材を集める絶好のチャンスとなった。92年8月公安部「通知」をきっかけに、10月から上海、天津、遼寧、吉林、湖北、山東、広東、浙江、福建、江蘇、河北、内モンゴ、山西、雲南等の省・市で青色戸籍・現地有効戸籍の実施が始まった。

#### 4.2.2.3 戸籍制度改革の重要な進展

1997年、国務院は公安部「小城鎮戸籍制度改革試点方案」（＝「小城鎮戸籍制度改革に関する試行方案」）と「關於改善農村戸籍制度的意見」（＝「農村戸籍制度の改善に関する意見」）を認可し、全国に発令した。この改革案はそれまでの改革に比べ大きな進展が見られ、従来の都市・農村の二元的戸籍制度を廃止する重大な一步を踏み出した。この改革案により、小都市に定住先があり、農業以外の職業によって安定的な収入を得、すでに2年以上都市で生活している農村戸籍者は都市戸籍を取得し、都市住民と同様の社会サービスを受けることができるとした。

続いて1998年7月22日、国務院は公安部の意見を批准する形で「關於解決当前戸口管理工作中幾個突出問題的意見」（現今の戸籍管理事業における際立つ幾つかの問題に対する意見）を公布した。この中では、①新生児は父母のどちらの戸籍に入籍するかは基本的に自由に選択できる、②夫婦別居の場合、配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、本人の意思でその都市の戸籍を取得できる、③退職者が今まで働いていた職場の所在地や戸籍所在地に戻る際、または配偶者や子女のもとへ身を寄せる際の戸

籍問題を解決する、④都市部で投資、興業、または住宅を購入する者とその直系親族が、都市に定住先、職業または安定した収入があり、且つ一定期間居住していれば、市の戸籍を取得することができる、等の内容が盛り込まれている。戸籍の影響で長期間にわたって夫婦別居を強いられる問題、母親が農村戸籍のため、その子も一生農村戸籍から脱け出せない問題等、いわば非人道的な部分が改められたことがこの改革案の特徴であり、評価されている。一方、改革案では北京、上海等の特大都市、大都市の戸籍について、引続き厳しく制限し、政策の変更には慎重な対応が必要と強調しているところは、97年改革案に共通している。

さらに2001年3月30日、公安部「關於推進小城鎮戸籍制度改革の意見」（＝「小都市・鎮における戸籍制度改革の推進についての意見」）が国務院によって認可され、全国に通達された。そのポイントは次の5つである。①これまでの青色戸籍、地方都市戸籍、食糧自弁戸籍は、「城鎮常住戸籍」（＝「都市常住戸籍」）に統一される、②安定した住所、職業または収入があれば、本人及びその直系親族の戸籍を都市住民戸籍に変更することができる、③本人の意志によって、請負った土地の経営権を保留、または転売することができる、④移住者に対して入学、就職等において差別してはならない、⑤むやみに都市建設費を徴収してはならない。

以上の1997、98、2001年の3つの改革案は、いずれも中小都市の戸籍改革を目的に、これまでにない大胆な改革内容を打ち出している。戸籍変更の条件として、安定した住所、職業または収入が要求されているが、農村戸籍から都市戸籍に変更するのが不可能だった1960～70年代、また高学歴か高投資額のいずれかがなければ都市戸籍を入手できない1980～90年代前半に比べれば、中小都市に限定するとはいえ、職業、住居を選択する自由がある程度実現できたことの意味が大きい。

### §4-3 戸籍制度の問題点

上述のように、中国の戸籍は、個人ごとに管理される。農村で生まれた人は一生農村で生きるのが原則で、都市では正社員になれず、保険など福祉サービスの面でも「二流市民」として扱われる。農村戸籍の人が都市戸籍の人と結婚しても自動的に都市戸籍になれるとは限られない。



#### 4.3.1 都市住民との所得格差

農家の収入は、人民公社から家族経営体制に転換した 1978～85 年の間に、農産物の大幅な増産や農産物価格の上昇などにより、年平均 16.9% の異例の伸び率を見せた。しかし、改革が都市に移った 85 年以降、農家収入の伸び率が低下傾向をたどっている（92～93 年を除く）。1985～2010 年の 25 年間、都市住民の所得伸び率は農家のそれを大きく上回っている。その結果、農家と都市住民の所得格差（都市住民の対農家収入の倍率）は、81 年の 2.2 倍から 85 年に 1.9 倍に低下したが、その後再び拡大し、2001 年に 2.9 倍、2008 年に 3.3 倍となった。

ここで強調しておきたいのは、両者の統計ベースが異なるため、こうした単純比較では実態が反映されていない、ということである。

都市住民の所得は、「可処分所得」という名の通り、ほかの国と同様に全て個人の各種消費に使えるものである。しかし、農家の純収入は様々な差し引き計算をしなければならない。まず、次の年の農業生産に必要な種子や化学肥料などの生産財を購入する必要がある、これは農家の純収入の約 2 割から 3 割を占める。また、統計上、農家の純収入とされているもののうち、約 4 割は現物を換算したものである。また、農家は都市住民が負担していないさまざまな税金、費用を負担していること、都市住民が享受している教育などの公的サービス、医療などの社会福祉を受けていないことなどを考慮すると、両者の格差は実際にはさらに大きいというべきであろう。

#### 4.3.2 最低生活保障の給付の格差

都市部と農村地域との違いはまだまだ大きいとは言え、中小都市や県政府所在地、鎮などでは、両者の相違は主に行政や戸籍、教育などの社会制度において顕著だが、住民の生活水準には差がなくなっている。しかし、最低生活保障の給付水準については、依然として都市が農村を大幅に上回っている。

2008 年 12 月時点での都市・農村別の最低保障の給付状況をみると、都市の 1 人当たり給付額は 141 元（約 1,974 円）なのに対して、農村はわず

か49元（約686円）だった。これを全国各省・自治区・直轄市で見ると、都市・農村間、地域間の給付格差が大きい。

表4-1：都市農村別最低生活保障の1人当たり給付額（2008年12月）

地区	都市(元)	農村(元)	農村対都市比 (%)
全国平均	141	49	34.8
北京	312	106	34.0
天津	330	108	32.7
河北	138	46	33.3
山西	143	50	35.0
内モンゴ	172	62	36.0
遼寧	141	51	36.2
吉林	136	39	28.7
黒龍江	146	53	36.3
上海	252	95	37.7
江蘇	153	77	50.3
浙江	240	117	48.8
安徽	130	46	35.4
福建	121	59	48.8
江西	136	52	38.2
山東	138	50	36.2
河南	120	45	37.5
湖北	131	48	36.6
湖南	125	38	30.4
広東	140	66	47.1
広西	126	33	26.2
海南	114	63	55.3
重慶	145	56	38.6
四川	124	41	33.1
貴州	137	46	33.6
雲南	138	51	37.0
チベット	142	26	18.3
陝西	151	46	30.5
甘肅	120	39	32.5
青海	170	45	26.5
寧夏	143	68	47.6
新疆	138	39	28.3

出所：中国民政部統計データによる。

このように社会保障の「二重構造」のもとで、農村地域の最低生活保障は都市のそれと比べ、さまざまな面で平等性・公平性を欠いている。財源の配分においては都市優先、農村軽視という構図はいまも変わることはなく、そのために、農村地域は慢性的な財源不足に陥っている。その結果、農村住民は貧困に喘いでいるにもかかわらず、必要な保護を受けられない状況にある。

### 4.3.3 医療と年金保険

#### 4.3.3.1 都市部

新中国成立後の1951年、国有企業の労働者のために実施された『労働保険条例』によって、都市の労働者は、公費による医療や退職後の年金、家族の養育、出産、葬儀など、無料で各種のサービスを楽しむようになった<sup>2</sup>。その後1998年、中国は公費医療制度の改革を行った。簡単に言えば、政府機関や社会団体に働く公務員は、引き続き公費医療を受け、その治療費や薬代、入院費は全額、返還される。

一方、企業や事業体で働く従業員は都市の労働者基本医療保険に参加する。これは毎月、本人が本給の2%を、所属する企業がその3倍を、それぞれ医療保険料を納めれば、外来で診察を受けると、その医療費と薬代の50%が返還される。もし、大病で入院したら、病院の等級や医療費の額によって、85~97%が返還される。2007年には、2億2,050万人が都市の労働者医療保険に加入し、基本的にこの制度は人々に受け入れられている。

#### 4.3.3.2 農村部

建国当時の中国では、都市労働者とその家族を対象とする公的医療制度がすでに確立されていたことと比べると、農村地域では依然として医療保険が皆無であり、住民は病気治療にかかる費用を100%自己負担せざるを

えなかった。そこで、一部の農村地域は自発的に保険ステーションをつくり、各世帯がお金を出し合ってスタートさせたのが合作医療である。これによって、病気治療の際の薬代だけが自己負担となり、受付料、往診料、薬交換料などは無料になった。合作医療は60年代に入って、全国に普及し、1978年3月には憲法にも盛り込まれた。

しかしその後、80年代に農家生産請負制が全国に波及し、人民公社が崩壊に追い込まれると、毛沢東時代の集団農業は衰退の一途をたどり、これに伴って合作医療もほとんどの地域で姿を消してしまった<sup>3</sup>。

当然ながら、それは農村住民に大きな打撃を与えることになった。医療費の全額自己負担は、もともと所得の低い農村住民にとって、まさに死を意味したからである。そうしたなかで、事態を深刻に受け止めた中央政府は、合作治療の再構築に乗り出すこととなった。

1993年11月、中国共産党第14回党大会第3回中央総会で「社会主義市場経済体制を確立する若干の問題に関する決定」が採択され、農村合作医療の発展と農村医療の正常化が明言された。そして、農村合作医療の主管省庁である民生部は1997年3月に「農村合作医療の発展と改善に関する若干の意見」を通達し、制度の再建に着手した。しかし、21世紀に入るまでは、一部の地域を除き、再建は遅々として進まなかった。

2003年1月に国務院が衛生部、財政部、農業部と連名で全国に通達した「新型農村合作医療制度の確立に関する意見」をきっかけに、ようやく政府は財源の調達方法をはじめ、実施に向けての具体的な道筋を明らかにした<sup>4</sup>。

#### 4.3.4 農民工子弟の教育と留守家族の問題

農民工にとって、子弟教育は重要な出稼ぎの目的と生活の目標になっているといえるが、1958年の「条例」により生まれ持った戸籍の移動が難し

く、しかも教育制度が戸籍と連動しているために、農民工子弟が都市戸籍の子弟と同等の教育を受けられないことが実際に存在している。1986年の「義務教育法」制定により9年制（＝小学校6年＋初級中学3年）義務教育が保障され、学校のある区や県に財政的な責任を持たせ、学校現場が義務教育をする教育行政の地方分権が開始された。つまり農民工子弟の就学にかかる費用は、流入先の政府と当該校が負担することになったのである。

だが、財政問題を理由に農民工子弟の就学流入先の政府と学校は消極的であった。そこで1992年の「義務教育法実施細則」において、当該地戸籍の子弟が支払う学費に加えて「借読費」（＝越境入学金）を支払うことにより就学の許可を得ることができる借読制度<sup>5</sup>を規定した。ついで1996年「城市流動人口中適齢少年就学弁法」（＝「都市部における流動人口の学齢期児童少年の就学臨時法」、以下、「臨時法」）が公布され、この法により農民工子弟は流入先での就学が可能となった。

しかしこの「臨時法」でも中央政府の財政支援はなく、就学にかかる教育経費として当該校は高額な借読費を農民工に要求した。そして1998年には借読費徴集の合法性が認められたため、農民工は非合法に自ら学校を開設していった。ところが非合法という理由による農民工子弟学校に対する強制撤去や未就学児童の増加があった。

そこで、2003年に温家宝が総理に就任し「三農」問題解決の一環として、流入地の政府教育行政部門・公安部門・社区派出機関に対して、農民工子弟義務教育の権利を保障する責任を明確にした「關於進一步作好進城務工就業農民工子女義務教育工作的意見」（＝「都市農民工子弟への更なる義務教育支援対策に関する意見」）を出した。その内容は、①流入地政府財政部門の農民工子弟が就学する学校への補助金支給義務の明確化、②都市教育財政に対する農民工子弟義務教育費の一部経費計上の義務化、③流入地政府の農民工子弟と地元児童との義務教育費の同一化と雑費の減額・免

額の義務化、であった。この結果、義務教育は法的には平等になった。

2003年は政策の転換点といわれ「和諧社会」（ゆとりのある社会）を目標に社会的弱者・地域・階層に配慮した政策が打ち出された。具体的には教育面では「随班就読」（＝インクルージョン教育）が推し進められ、障害児の普通学級への受け入れや農民工子弟との共学、「両免一補」（＝貧困家庭の雑費と教科書代金の免除・寄宿学生への生活補助金の支給）、義務教育無償化などが実施されて、教育環境は改善されつつあるといわれている。

しかし、中国の教育財政制度は、地方政府が財源を調達する地方責任制で、「目標—財源分離型」<sup>6</sup>財政である。そのため中央政府の農民工子弟教育政策は、地方政府への財政負担の押し付けにしかかなりえず、流入先の地方政府や当該校が中央政府の政策をそのまま実行することは極めて少ない。したがって、相変わらず、都市の公立学校に入れない農民工子弟は少なくない。そして、農民工子弟には、都市戸籍の友人ができない、反抗的で孤独感が強い、達成意欲が乏しいという共通の特徴がみられ、半数近くの農民工子弟が、心理面においても多方面の問題を抱えているという調査結果もある<sup>7</sup>。

---

<sup>1</sup> 中国の戸籍制度に関する先行研究には、日本語文献に限定しても、前田比呂子（[1993]および[1996a]）、松尾秀雄[2011]、石曉紅[2005]、若林敬子編[1992]、張英莉（[2004]および[2005]）などがある。とくに、計画経済期以来の戸籍制度の変遷については、陸益龍（[2002]および[2003]）が有益である。

<sup>2</sup> 医療を含む中国の社会福祉制度に関する日本語の先駆的な研究としては、何立新[2006]、石原亮一[2003]、李蓮花[2003]、劉曉梅[2002]、前田比呂子[1996b]、などがある。

<sup>3</sup> 農村部の医療事情の一端は、劉燦[2010]からもうかがえる。

<sup>4</sup> 王文亮[2009]による。

<sup>5</sup> 学齡児童で、戸籍所在地以外の土地において義務教育を受ける者は、戸籍所在地の県級教育機関主管部門、又は郷級人民政府の批准を受け、居住地人民政府の関連規定に従って「借読」の申請をすることができる。「借読」をする学齡児童の受ける義務教育就業年限は戸籍所在地の規定に基づくものとする。「8証」（①保護者の身分証明書、②暫住証明書、③就業証明書、④健康証明書、⑤計画出産証明書、⑥後見人証明書、⑦児童・生徒の出生証明書、⑧健康証明書）の提示が必要とされている。

<sup>6</sup> 教育発展目標は中央政府、省、市などの上級政府が設定し、下級地方政府が政策の施行、財源の調達を行うという、財政上の制度である。

<sup>7</sup> 水原清香[2009]、山口真美[2000]、張海英[2006]、ほかの諸研究を参照。なお、田村紀之[2009]は、北京の農民工子弟学校のルポを含む。

## V 労働力移動の展望

### §5-1 新生代農民工の動向

近年、農民工における新生群集は、ますます党・政府及び社会の各界の注目を集めるようになった。2010 年中央 1 号文書「街の発展力を拡大する為のさらなる農業農村発展の基礎を作る意見」の中に、それに対する措置が明確に打ち出され、新生代農民工問題解決の必要性が提議されている。新生代農民工とは 20 世紀 80 年代生まれ以後の年齢が 16 歳以上、外地における非農業従事者を主とした農業戸籍人口である<sup>1</sup>。

新生代農民工は出稼ぎ農民工の 60%以上を占め、経済社会発展において主要な作用を及ぼしてきた。国家统计局発表のデータによると、2009 年全国農民工総数は 2.3 億人、出稼ぎ農民工数は 1.5 億人、そのうち 16 歳～30 歳は 61.6%を占める。この推計から 2009 年出稼ぎ新生代農民工数は、8,900 万くらいであり、もし 8,445 万の就業地を移動した農民工のうちの新生代群を考慮にいと、現時点で新生代農民工総数は約 1 億になる。

新生代農民工は以下のような特徴を持っている。

(1) 新生代農民工は、父親世代のような農村生活から都市生活への変化を経験していない。基本的に新生代農民工は中学、高校を卒業して、すぐに出稼ぎに出ている。伝統的な農民工と比較すると、彼らは学校を出たのちの農業生産労働の経験に欠けている。かれらは農村の生活より都市での生活に慣れており、適応している。さらに、新生代農民工は、1、2 人の兄弟しかなく、父親世代と比べると生活は裕福であり、飢えや寒さに襲われたことはない。忍耐力や苦勞に耐える精神は、遠く父親世代に及ばない。

(2) 出稼ぎ就業の動機は、生活改善から生活体験、夢の追求へと変化している。伝統的農民工の出稼ぎ就業の主な目的は、お金を稼ぐ、家を立てる、妻を娶る、子供を生むということであった。青春時代にあたる新生代農民工の出稼ぎ就業の動機は、明らかにその年齢の特性を帯びている。新生代農民工問題の研究報告によると、出稼ぎの目的がお金を稼ぐことだというのは、60 年代生まれの農民工では 76.2%を占め、70 年代生まれで

は 34.9%となる。80 年代生まれでは、18.2%に過ぎない。また、80 年代生まれの農民工中、卒業して外に出て自分を鍛える、外の世界を経験したい、技術をみにつけたい、田舎は面白くない、という人たちが 71.4%に達している。

(3) 教育と職業技能訓練を受けた水準は、伝統的農民工より向上している。国家統計局データによると、2009 年新生代農民工中高校以上の教育を受けた比率は、30 歳以下のそれぞれの年齢で平均 26%以上、年齢が 21-25 歳では、31.1%に達している。新生代農民工は伝統的な農民工と比べれば、彼らの学歴と職業教育の水準は改善されている。

(4) 全国総工会研究室 2009 年の調査によると、新生代農民工中既婚者は 20%程度である。当時の農民工は、80%が既婚者であった。データが示すのは、新生代農民工は未婚の群集であり、出稼ぎ期間中に恋愛、結婚、養育、子女の教育等の人生の一貫した問題を解決しなければならない、ということである。出稼ぎ期間中に 80%が家庭を持っていた伝統的農民工と比べて、大きな差がある<sup>2</sup>。

(5) 新生代農民工就業の業界分布は明らかに製造業、サービス業の比率が上がり、建築業が下がるという特徴がある。「中国農民工調査研究報告」は、2004 年農民工の製造業、サービス業と建築業の比率が 33.3%、21.7%、22.9%であるという。国家統計局は 2009 年出稼ぎ農民工の製造業、サービス業、建築業の就業比率を 39.1%、25.5%、17.3%としている。両データを対比すると、5 年の間に製造業とサービス業が 5.8 と 2.6 ポイント増加しており、建築業は 5.6 ポイント下がっている。伝統的農民工と比較すると、新生代農民工は明らかに就業先の業種に偏りが見られる。すなわち、労働環境と就業条件の良い業種へと集中し始めているのである。

(6) 労働権益の訴えは、単純な労働権益実現という要求から労働身分の改善へと変化している。新生代農民工は、就業背景、家庭環境、個人文化、技能水準がそれぞれ違う。彼らには幅広い出稼ぎ就業の整備が必要であり、高次元の労働収益への要求がある。彼らの就業選択条件はハードだけではない。給料やソフト、福利厚生、工場環境、企業のネームバリュー、昇進機会なども含まれる。

(7) 伝統的農民工は、渡り鳥に似た方式で工業や農業に従事し、都市



においては行きずりの心理であった。伝統的農民工に比べて、新生代農民工は職務地で安定した生活をしたという願望が強くなっている<sup>3</sup>。

(8) 新生民農民工には、これまでと違い強い平等意識があり、権利意識も強い。平等な就業権を獲得するため、労働と社会保障権、教育と発展権、政治参与権、発言権、基本公共サービス権などを意識している。父親世代に比べ大きな期待を持ち、労働条件に対する権利を積極的に主張するようになった。

## §5-2 制度政策の動向

### 5.2.1 「两会」と「三農」問題

2010年3月3日から14日まで、第十一期中国全国人民代表大会第三回会議と第十一期全国政治協商会議第三回会議（「两会」）が北京で開催された。3,000人近い全人代代表と2,000余人の全国政協委員が一堂に会し、ともに国政の重要事項を討論した。

温家宝総理は『政府活動報告』の中で「我々はいろいろなことを行ってきたが、それらはすべて人民がもっと尊厳を持ってより幸せな暮らしができるようにするためであり、さらに公正な、調和のとれた社会を築き上げるためである」と強調した。いかにして民生を改善し、社会的公正を実現するかが、今年の「两会」の焦点になった。

党と政府は、「三農」問題を引き続き重視している。「三農」問題とは「農業、農村、農民」の問題の総称である。20世紀の末から、農村と都市の収入格差はますます増大している。現在、中国には7億の農民がいる。「三農」問題はただ農民の収入を増加し、市場を拡大することにかかわるばかりではなく、供給を保障し、社会を安定させることにもかかわっている。就職チャンスを提供することも一つの課題である。

これに対して、中国共産党と中国政府は七年連続、「中央1号文件」を発表し、農民に対する保護優遇政策を強化してきた。2010年の「两会」では、温家宝総理が『政府活動報告』の中で、2010年の中央財政の中から8,183億4,000万を「三農」問題に使うと明確に提案した。これは2009年と比べ、930億3,000万元多く、3.8%増である。

全人代の代表で、武漢大学校長の顧海良氏はこう指摘している。「『三

農』問題を解決するには、農村に『輸血』するだけではなく、農村が『造血』機能できるよう助ける必要がある。現在、農村自体の『造血』機能をもっとも欠けているところは、農村金融の発展である。農業の経営周期は比較的長いので、農民の自己投資にのみ頼ってでは発展がむずかしい。農村の金融システムや金融業務を発展させ、農民に資金面での支援を提供すべきだ」<sup>4</sup>。

農村戸籍のまま都市労働者として働く人が農民工で、中国国家统计局発表では08年12月末時点で総数2億2,500万人、うち他省への出稼ぎが1億4000万人にのぼる。農民工に関する諸問題が社会問題になっている。

中国では目下、医療改革をはじめとする社会保障の充実、都市化の推進、新農村建設などの格差是正に向けた政策的支援の強化が推進されている。そして、主要都市で試行的に戸籍改革を実施している。北京市も2001年から納税額や居住年数など厳しい条件を付して都市戸籍を与えている。ただ、両戸籍の一本化に踏み切ったものの、各地から農民が殺到したため、元に戻した都市もあるという<sup>5</sup>。

### 5.2.2 戸籍制度の緩和

現在進行中の戸籍制度改革は、中国の経済的・社会的矛盾や問題を緩和するための、いわば応急的、事後追認的な措置である感を拭いきれない。言い換えれば、都市に移住したい農民の強い願望と、大都市が受け入れられない矛盾を緩和するために、差し当たり多くの町や小都市を作り、農村人口の受け皿として整備したにすぎず、1997年改革案、2001年改革案はそのために出されたものといえよう。問題は多くの農民にとって、中小都市や町のみ開放には不満であり、あくまで大都市への移住を希望しているものの、その希望がほとんど満たされていない点にある。だがこれに対して、北京や上海などの特大都市では、依然として「外来人口」の移入を厳しく制限している。

「もし戸籍制度が計画経済体制の最後の砦であれば、北京のような特大都市は戸籍制度の最後の砦となろう」と喩えられたように、北京市の戸籍改革は他の都市に比べかなり慎重である。市政府は市内戸籍への変更を厳しくコントロールしているのみならず、差別的とも思われる「外来労働力」

(=北京市の戸籍を有しない労働者) 人口の雇用・管理政策を次々と打ち出している。これらの政策は北京市戸籍の失業者を保護するための措置であるが、明らかに戸籍による不平等を肯定する差別的な政策と言わざるを得ない。

戸籍改革の最終目標は、やはりすべての条件を撤廃し、人々が自由に居住できることでなければならない。今後の戸籍改革は、特大都市・大都市への自由な移住を視野に入れるものでなければならない。中国は国際社会に仲間入りを果たすためにも、また国内の政治的安定と経済発展のためにも、農村住民と都市住民との身分上の不平等を完全になくし、職業選択の自由、住居の自由を認め、そのための法整備が求められる。

重慶、寧波、石家荘、鄭州、江蘇などで戸籍制度改革が行われ、一部では農業、非農業の戸籍区分が無くされている。固定した住所、安定した職業または収入源を持つ者に対して、農村から都市への戸籍の転出入が認められるようになっている<sup>6</sup>。ただしその場合にも、同じ行政区域内の戸籍転換に限られていて、内陸農村から沿海都市へのような広域での戸籍移動はほとんどできない。

中国・四川省成都市は、2012年をめぐりに都市と農村のふたつにわけられた戸籍を統一する方針を明らかにした。農民にも都市住民と同様に年金や失業保険など社会保障サービスを提供し、貧富の格差を是正する狙いがあった。中国各地で農村から都市戸籍への転換を促す施策は実施されているが、戸籍を統一するのは初めてである<sup>7</sup>。成都市は1000万人強の人口のうち、500万人前後が農村戸籍者である。だが、農民には社会保障は提供されず、貧富の格差を助長する一因になっていた。また、農村戸籍者への偏見も根強く、若者の就職でも戸籍差別が大きな障害となっている。成都市は「市民は等しく基本的な公共サービスを享受できる」としている。中国では都市在住の出稼ぎ農民が急増、都市人口の6億人強のうち、2億人前後が農民とみられる。中国政府系シンクタンクによると、今後20年で都市在住の農民は4億人に拡大する見通しである。

### 5.2.3 福祉制度の完備

#### 5.2.3.1 医療制度

2007年中国の15の省、直轄市、自治区で都市の住民向けの基本医療保険を試験的に行い、その年だけで、4,080万人の住民が加入した。加入者は毎年10元（約125円）の医療保険料を納め、中央と地方の政府が1人当たり40元（約500円）を補助する規定となっている。これで病気にかかっても、治療が受けられるようになった。

2009年4月6日、中国政府は医療改革案を発表し、都市と農村をカバーする基本医療制度を確立し、安全で効果的な、便利で安い医療・衛生サービスを提供するという長期的な目標を提案している。新しい医療改革は、医療衛生の公益性を重視し、予防を主とし、農村に重点を置き、中医と西洋医学をともに重んじる方針を堅持している。また都市と農村の住民すべてが基本的医療を受けられるシステムを建設し、2020年までに誰もが基本的医療衛生サービスを受けられるようにすると強調している。

この目標を実現するために、政府は今後3年の内に、8,500億元（約106,250兆円）を医療衛生事業に投入する。その中の一部は、すべての国民に恩恵を及ぼす事業に使われる。例えば、全国の1億1,000万人の65歳以上のお年寄りに、年に1回、無料の健康診断を行う、子供には無料で成長発育検査をし、また天然痘や結核、脳炎、百日咳、破傷風、ジフテリアなどのワクチン接種を無料で行う、農村医療共済や都市労働者や住民の医療保険の補助金を毎年引き上げ、2010年までに1人当たり毎年120元（約1,500円）に増やす、などである。同事業費はまた、県レベルの病院や郷・鎮の衛生院、村の衛生室の建設や人員養成にも使われる。新しい医療改革では、都市の「社区」（＝コミュニティー）の衛生サービスセンターを建設し、頻発する病気や比較的軽い病気に対する初歩的な診療サービスを「社区」で行い、ここを慢性疾患の管理とリハビリサービスセンターにする。こうすれば、「なかなか診てもらえない」問題や「治療費が高すぎる」といった問題が改善されるだろう<sup>8</sup>。

### 5.2.3.2 年金制度

現在、農民たちが三つの道のいずれかを選ぶことができる。一つは家族の都市戸籍に入って正社員になることである。都市戸籍になると、養老保険（年金の1種）などが都市市民と同じになる。2つ目は農民のまま50

歳の定年時に「新農保」という農民向け保険に加入することである。3つ目はやはり農民のまま定年時に1回限りのお金を会社からもらい、会社と関係なくなるというものである。以前は農民工は定年になっても、「退休費」（年金や退職金）が何もなかったのである。

今後、農民は60歳以後、国から優遇養老年金を受けられるようになった。中国は2009年10月1日までに全国10%の県（市、区）で「新型農村社会養老保険制度（農民皆年金）」を試行し、2020年までに全国で実施するようにする。

これまでの保険は農民が自ら掛け金を負担していたのに対して、農民皆年金では中央財政が料金の一部を直接農民に代わって支払うことになる。新型年金は二つの部分から構成されている。個人と団体が支払う累積式個人の銀行口座預金と、国と地方政府が直接補填する基礎養老年金である。中央政府の補助金は中国の東部地区が20%、中部地区が60%、西部地区が80%となっている。個人支払率は、原則的に現地の県行政区で前年の1人当たり所得の4~8%。最低支払率を4%、支払年限を15年として計算すると、農民は1年にその年の農民の平均純収入の25%に当たる年金がもらえる。

数千年もの間、中国の農民は「老後のために子を育て、土地に頼って生計を立てる」という諺通り暮らしてきたが、近年では、農村の若者や中年が出稼ぎに大都市に出るようになったため、農村はお年寄りばかりの過疎化現象が深刻化している。これからの10年ないし15年の間に、高齢化がもたらす悪影響がますます農村で深刻化すると思われる。今回の新型保険の試行は農民の生活を「老後のための子育て」から「社会で養老」へ変え、国家が働けない農村老人に制度保障をしようとするものである。

## §5-3 転換点問題再考

### 5.3.1 ルイス転換点

2004年頃から珠江デルタ地域の輸出産業で「労働力不足」が叫ばれるようになったことに伴い、「中国はすでにW・A・ルイスの言う「転換点」を過ぎつつあり、農村の余剰労働力はすでに枯渇し、もはや無制限労働供給の時代は過ぎ去ったのではないか」という議論がまき起こった<sup>9</sup>。

「転換点」とは、「二重経済」における農村部内で余剰労働力が証言した時点を指すものであるが、その前提である二重経済とは「古典派的農業部門」と「新古典派的工業部門」とで構成される経済である。前者は賃金が生存水準によって決まる部門である。この「生存水準」とはマルクスのいう「労働力の再生産費用」と解釈されるべきである。生活水準の向上により、社会的に必要とされる生活資料が増えるならば「生存水準」は上昇する可能性もあり、その結果非資本主義部門の賃金も上昇する。中国の沿海部の工場で賃金が高騰しているとしても、それは非工業部門における「生存水準」の上昇の結果起きている可能性もあり、必ずしも余剰労働力が枯渇した証拠だと受け取ることはできない。

一方、「新古典派的工業部門」とは、賃金が労働の限界生産力で決まる部門である。農業部門の賃金（＝生存水準）にいくらかのマージンを加えた賃金（＝制度的賃金）を出せば、農業部門から無制限に労働が供給されるので、工業部門は限界生産力がその賃金に等しくなる水準まで雇用を拡大する。なお、農業部門の世帯主と家族労働力とでは労働供給価格が同じではなく、家族労働力であれば生存水準に若干のマージンを上乗せした額で工業部門に吸引できるが、世帯主は土地資産を所有しているから、農業所得に土地資産額を加えた額以上の賃金でなければ工業部門に吸引できない。

工業部門が生存水準の賃金で雇用する規模が拡大し続けると、やがて制度的賃金水準で雇用を拡大することが困難になり、労働の限界生産力に等しい賃金を出さないと雇えなくなる。工業部門の労働需要が拡大することによっても同様ことが起きる。これが「転換点」である。

### 5.3.2 「民工荒」

人口 13 億以上、労働力が無尽蔵にあると思われてきた中国は、実は慢性的な求人難という状態に陥っている。こうした労働力不足問題を、中国では「民工荒」という言葉で表現している。ここにいう「荒」とは農業用語で、日本語に訳すと「不作」「凶作」となる。「不作」「凶作」ならば天候不順などの一時的な原因でその年に期待していた収穫が期待通りには得られなかったと理解すればいい。天候が変われば、その次の年はまた

期待できる。しかし、中国で出現したこの「民工荒」は、むしろこれからますます深刻化していく問題である。

実は、この「民工荒」は今に始まった問題ではない。2004年に、労働社会保障部は「出稼ぎ労働者不足についての調査」を実施し、調査報告10を発表している。この調査は、珠江デルタ地区、長江デルタ地区、福建省東南部、浙江省東南部の経済特別区として労働集約的企業が多数あり、主要な労働力を必要とする地域と四川省、江西省、安徽省など、農村部から労働力を多数送り出してきた地域について重点的に調査を行ったものである。調査報告書によると、「民工荒」現象とよばれる出稼ぎ労働者の不足は、一般労働者と若い女性労働者の不足という形で現れている。

「民工荒」の原因としては、以下の諸点があげられる。

(1) 低賃金と劣悪な労働条件のもとでの労働。労働集約型加工企業は、最低賃金額を従業員の基本給としている場合が多く、残業代の支払いをしない企業も多い。これに対して最近では、中西部地区の企業の賃金と農業の収益が向上し、出稼ぎで外地に行く労働者との賃金格差が縮小したことで、東南沿海部では、賃金額を高くし、労働条件を良くしないと農民労働者の出稼ぎへのモチベーションとなくなっている。

(2) 雇用関係が標準化されておらず労働者の権益侵害が多く発生していること。2003年末に深圳市は、「企業賃金支払い状況についての大規模調査」を実施した。この結果によると、賃金不払い企業は633社で、調査対象企業の40%以上を占めていた。賃金不払いをうけた従業員も累計10万人以上、不払い賃金総額は1億元以上にのぼっている。また、一部企業は、労働環境も劣悪で、残業時間も長く、社会保険に加入せず、労働契約も取り交わしてもいないため、離職率も非常に高くなっている。

(3) 企業の労働者ニーズが急速に拡大したこと。労働集約型企業の拡張が急速に進んだことで、労働者の需要も非常に高まった。同時に、経済発展は全国各地で進み、農村からの労働者が出稼ぎに行く地域の選択肢が増え、目的地が分散するようになった。珠江デルタ地区の労働者は長江デルタ地区へ多数移動したが、これは長江デルタ地区の経済発展が好調で、労働者の需要が高まっているおり、賃金や労働条件もかなり高く設定されているためである。また、内陸の中西部地区の経済発展により、新規に企業

が設立され、農村労働者のために地元での就業機会を提供している。

(4) 東南沿海部では従来の経済モデルが転換期を迎えていること。一部沿海地域では、主に技術レベルの低い労働集約的産業に頼り、低コストの生産による競争優位による経済の高度成長を実現してきた。しかし、現状ではこのまま低賃金を継続することは困難となっている。一方で、企業の利益率が低いため賃金アップも無理な状況にもある。労働者不足を企業は生産を継続するために深刻な問題と受け止め、何とか従業員の待遇を改善しようとし始めているが、実際には、加工費自体が限度額に達している企業も多く、賃金を上げることは赤字経営につながるという経営のあり方そのものに困難な状況を抱えている。

2008年9月米国に端を発した金融危機は、世界中の経済危機を引き起こし、中国の輸出産業に大きな打撃を与えた。中国国家統計局によると、2009年1月の「春節」ごろには、「外出民工」1.4億人のうち約2,500万人がリストラされ、再就職できない失業者となってしまう、「民工慌」（就職難）が吹き荒れた。金融危機による深刻な影響を受けた地域は輸出産業の多い沿岸部で、産業では製造業と建築業でリストラが多く見られた<sup>11</sup>。

しかし、中国経済のV字型回復に伴い「外出民工」はむしろ増え続けた。国家統計局によると、2009年6月末、「外出民工」数は、15,097万人で2008年末より1,056万人増えたが、うち97%は就職ができ、3%の約420万人はまだ職探し状態にある。実際、労働力の需給関係は「民工慌」から「民工荒」へ変わりつつある。そして、2009年4月ごろから沿岸部で顕在化した「民工」不足問題は内陸部地域まで波及し、全国的な「民工荒」現象が再び見られるようになった。たとえば2009年8月、深圳市の募集者数が59万人だったのに対して求職者は47万人に止まり、12万人の労働者不足となり、求人倍率は1.25倍に達していた。2008年からの不況で約200～300万人の出稼ぎ労働者をリストラした広東省東莞市では、2009年第1四半期の平均求人倍率は0.75であったが、8～9月では1.5倍に急増した。このような「民工荒」現象は沿岸部に止まらず、四川省や重慶市などの内陸部でも「民工」を奪い合う状況にあるという。

09年半ばからの「民工荒」現象について、中国では様々な解釈がなされており、その要点は以下のようにまとめられる。



(1) 2008年の金融危機後に大規模な人員削減を実施したが、2009年年初からの増員計画が慎重になっており、海外の在庫補充、クリスマス特需などに対応するための生産に必要な労働力が足りなくなった。つまり、一時的な労働力の需給関係が崩れている。

(2) 中国政府の内需振興政策が労働力の需要を引き起こし、特に農村振興や西部開発・中部開発の加速などは労働力の逆戻りを生じさせている。

(3) 求職者たる「民工」の世代交代によるものである。現在、「民工」の7割以上は「80後」（80年代以降出生者）、「90後」であり、これらの「民工」世代は、給与や福利厚生に満足せず、作業環境やキャリアアップなどをも求め始めているが、採用側はこのような変化に対応しきれていない。つまり、多少の給料を上げて環境が良くなければ応募者が集まらなくなっているのである。

(4) 「民工」の創業ブームも「民工荒」をもたらす一因である。金融危機後、中国政府は「民工」の職業訓練、創業融資、規制緩和、企業登録の簡素化などの諸政策を取り、「民工」の自主創業を奨励した。その政策が功を奏し、その身分は「民工」から自営業者や事業者に変身した。

(5) 情報の不足やコミュニケーションが不十分で「民工」側と募集企業側のミスマッチ問題があった。

「民工荒」現象について中国政府は、国内外の経済回復に伴う労働力需要の増加をあらわしたもので局地的な現象にすぎない、というスタンスを取っている。都市部の失業者数と大学卒業生の未就職者数<sup>1 2</sup>を考えると、中国の労働力不足問題は、作業環境の悪い職場で若くて賃金の低い「民工」を求める業種に限って言える現象であり、全国的な厳しい雇用状況は変わらないといえよう。

### 5.3.3 分断された都市労働市場

本論文では詳細を割愛せざるをえないが、都市部の労働市場における「二重性」問題と、一部農民工の帰郷（中国では「返郷」という）傾向も無視できない論点である。

大都市における失業の主役は、農民工というよりは、国有企業改革に伴って発生した大量のレイオフ（「下崗」）者群である。また、大学新卒者の

就職難にみられる「蟻族」問題も深刻ではあるが、これは日本や韓国においても観察される現象であり、別途研究すべき課題といえよう。

都市労働市場の最大の問題は、都市住民失業者の優先雇用を促進すべく各種の制度的措置が講じられているため、結果的に労働市場が「分断」され、農民工の職種がいわゆる3D（日本では3K）業種に限定され、しかも非正規就業が常態となっていることである。民工の帰郷や創業の背後に、こうした事情があることを忘れてはなるまい。

都市労働市場にみられるこの「二重性」を理論的にどう説明するかについては、いくつかの提案がなされてはいるものの、いずれも試論の域をでない。本論文でも、今後の検討課題として残しておく<sup>13</sup>。

---

<sup>1</sup> 「新生代農民工問題の研究報告」による。

<sup>2</sup> 国務院研究室 2006 年発表した「中国農民工調査研究報告」による。

<sup>3</sup> 中国青少年研究センターが発表した新生代農民工研究報告による。

<sup>4</sup> 王炎「暮らしの幸せと社会の公正、調和を：2010 年の‘两会’開く」による。

<sup>5</sup> 後述する成都市の例を参照。

<sup>6</sup> 国務院研究室課題組による。

<sup>7</sup> 成都ではそれ以前にも、戸籍統一を試みたことがあったが、各地から農民が殺到したため、戸籍改革を中断した。詳しくは陶衛華他[2008]を参照。

<sup>8</sup> 李蓮花[2003]および羅小娟[2011]を参照。

<sup>9</sup> 日本では大塚啓二郎[2006]が、また、田島俊雄[2008]によれば中国では蔡昉[2008]らが、論争の口火を切ったようだ。その後も論争が続いているが、主要な文献としては侯風雲[2004]、李仲生[2004]、馬欣欣[2010]、南亮進・馬欣欣[2009]、趙長保・武志剛[2011]、などがある。なかでもユニークなのは三浦有史[2011]であり、この論争がなぜ収束しないのかを問題にしている。

<sup>10</sup> 「出稼ぎ労働者不足に関する調査報告」による。

<sup>11</sup> 金融危機の影響については、矢沢国光[2010]がある。

<sup>12</sup> 中国国家統計局によると、2009 年 8 月、都市部の失業者数は約 910 万人に達しており、大学卒業生の未就職者数も 300 万人を抱えている。

<sup>13</sup> 「下崗」問題については丸山知雄[2002]と王国林[2010]を、また、「返郷」については賀雪峰[2010]をあげておく。このほか、蔡昉[2000]、Cai & Wang[2004]、および Tang & Qing[2008]をも参照されたい。なお丹藤佳紀[2000]は、「下崗」は一定期間、企業から基本生活補償金を貰うものの元の職場に復帰する道が閉ざされていることから、一時帰休やレイオフの訳語は実態を反映していないとして、「リストラ解雇」と訳すことを提唱している。

## VI 結 語

本論文では、中国における農村都市化の進展、戸籍制度事情、労働力移動（主に農民工を中心に）について、その実態と変化という視点から議論を進めてきた。主要な論点を要約すると、以下のようになる。

第1に、市化の進展につれて1978年以降、中国の農村地域は急激に変化した。大勢の農民たちは衣食住に関わる生活の基本状況を迅速に向上させると同時に、農業生産から解放されることになった。それと並行し、郷鎮企業が発展してきて、農民たちに富をもたらすだけでなく、中国経済の一翼を担うようになった。郷鎮企業は、都市と農村を繋ぐ機能を果たしながらも、中国農村地域の都市化を促進させた。工業化・都市化によって中国は経済成長し、人々は豊かな生活を享受できるようになったが、その工業化・都市化を駆動した同じメカニズムのなかから、都市問題・公害問題などが発生してきた。中国の都市化率は年間1%のペースで上昇しつつあり、持続的な発展を実現ために、都市問題・公害問題を重視し、解決のためにさらに努力しなければならない。

第2に、中国における戸籍制度については、1949年中華人民共和国が創立されてから、農村から都市へ、または都市から農村へ政治的な目的のために強制的な人口移動がなされた。伝統的な戸籍制度を法的に確立させた戸籍登記条例（1958年1月に公布・施行されてきた）自体も今日まで存続しており、また、地域によって戸籍制度改革の進捗度に格差が存在する。都市戸籍と農村戸籍の一本化は不可避の流れとなってきたものの、大都市では依然として課題は多い。

こうした流れの中で、戸籍制度改革の途上ですでに農村戸籍が有名無実化した地域も出てきたことは大変興味深い。労働力の自由な移動の進展は、今後の大きな流れとなることは必至だが、同時に、農村労働力移動という視点から考えると、自由な労働力移動の実現が中国の社会経済に大きな影響をもたらす得るであろう。なぜなら、自由な移動が保障され、都市における農民工の差別が撤廃された場合、これまでは十分とはいえなかった

「一家をあげての完全な労働力移動が一般化」する可能性があるからである。

農村労働力の移動は、中国経済社会の変化をはかる指標であるといっても過言ではないが、戸籍制度改革の進展はその流れを不可逆的なものにしたであろう。戸籍制度の抜本的改革が可能かどうかはいまだ疑問が残るところであるとはいえ、今後の展開を注意深く見守りたい。

第3に、労働力の変化については、新生代農民工はすでに収穫農民工の60%以上占め、農村の生活より都市での生活に慣れている、忍耐力や苦勞に耐える精神は、遠く父親世代に及ばない、収穫就業動機は、生活改善から生活体験、夢の追求へと変化している、教育と職業技能訓練を受けた水準は、伝統的農民工より向上している、等の特徴を持ち、経済社会発展において主要な作用を及ぼしてきた。

これまで長期にわたり、農村部からの十分な労働者の供給を前提として、東南沿海部では企業は管理のしやすい18歳から25歳の若者を雇用してきた。また、絶えず新しい人材に交換することで人件費の低コスト化を図ってきた。しかし、近年、労働力市場が変化を見せ始めたのである。農村の若い労働者も無限に供給されることはなくなり、労働者たちの賃金待遇への希望が高くなった。それにもかかわらず、一部企業では、相変わらずの待遇での求人をおこなっているために、求人難が発生しているわけである。また、企業にとっては、競争の激しい労働集約的産業の場合、経営管理の点で人件費コストを引き上げることが困難な現実があり、経営の構造を早急に変えることは難しいといえる。東南部の労働力不足はしばらく続くと思われる。さらに中長期的視点から、労働者が不足している地区では、企業の賃金レベルアップが促進されるとおもわれるが、低賃金労働を前提とする労働集約的産業は、中西部へ移転することになるだろうと予測されている。

政府としては、今後、(1)労働者の権益の保護に力をいれ、法整備と戸籍制度等の改革をさらに進めることで、企業の労働者への権益侵害の違法行為を摘発し、賃金不払いや劣悪な労働条件などの深刻な問題の解決し、(2)農村収穫労働者の数やニーズなどその動きにタイムリーに対応できるよう、企業が労働力市場の情報を得られるように制度を整え、公共就業サービスの充実に努め、企業の労働環境、賃金待遇、労働時間、社会的な責任など公開すべき情報について、定期的な調査と情報の公開を行い、(3)

さらに出稼ぎ労働者が熟練工となるための職業訓練を行うこと、等に力を入れなければならない<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 農民工問題が中国政府にとって緊急かつ最大の問題であることはいうまでもない。嚴善平[2009]は、「中国の恥辱」である農民工問題が人為的に作られたものである以上、人間の手で消滅させることは可能なはずだといひ、「問題解決の糸口はほぼ掴んだ」という。

## 参考文献

- 蔡 昉 (Cai, Fang) [2000]. “中国城市限制外地民工就業的政治經濟学分析,” 『中国人口科学』, No. 4, 1-10.
- 蔡 昉 [2008]. 『路易斯轉折点：中国經濟發展新段階』, 社会科学文献出版社.
- Cai, Fang & Wang Meiyang [2004]. “Irregular Employment and the Growth of the Labor Market: An Explanation of Employment Growth in China’s Cities and Towns,” *The Chinese Economy*, Vol. 37, NO. 2, 16-28.
- Chan, Kam Wing & Wai Buckingham [2008]., “Is China Abolishing the Hukou System ?,” *The China Quarterly*, No. 195, 582-606.
- Chen, Shaohua & Martin Ravallion [2010]. “The Developing World is Poorer Than We Thought, But No Less Successful in the Fight against Poverty,” *The Quarterly Journal of Economics*, No. 503, 1577-1625.
- 程 名 望 (Cheng, Mingwang) ・潘 焜 [2008]. “中国農村労働力轉移的回顧与特点分析,” 『社会科学戦線』, No. 3, 88-94.
- 崔 伝 義 (Cui, Chuanyi) [2004]. 『中国農民流動觀察』, 山西經濟出版社.
- 韓 美 蘭 (Han, Meilan) [2010]. “中国における労働力送り出し地域の民族別移動とその決定要因: 吉林省の漢族と少数民族の場合,” 『アジア研究』, Vol. 56, No. 3, 30-44.
- 何 立 新 (He, Lixin) [2006]. “中国都市部における公的年金制度改革と所得移転: 2002年中国都市部家計調査に基づいた実証分析,” 『アジア経済』, Vol. 47, No. 8, 27-49.
- 洪 明 順 (Hong, Mingshun) [2003]. “中国国内労働力移動に関する研究動向: 1990年代の出稼ぎ労働力移動を中心に,” 『大原社会問題研究所雑誌』, No. 530, 44-53.

- 細谷 昂 他 [1997]. 『沸騰する中国農村』, 御茶ノ水書房.
- 侯 風 雲 (Hou, Fengyun) [2004]. “中国農村労働力剰余規模估計及外流規模影響因素的実証分析,” 『中国農村經濟』, No.3, 13-21.
- 石原亨一 [2003]. “中国の社会保障制度改革と社会統合：市場化と地方主義の狭間で,” 『アジア經濟』, Vol. 44, No. 5/6, 67-100.
- 賀 雪 峰 (Jia, Xuefeng) 他 [2010]. 『農民工返郷研究；以2008金融危機对農民工返郷的影響』, 山東人民出版社.
- 北村嘉行[2000]. 『中国工業の地域變動』, 大明堂.
- 小島麗逸 [2011]. “資源開發と少数民族地区,” 『中国 2 1』, Vol. 34, 71-94.
- 李 春 玲 (Li, Chunling)・吳 冬 梅 [2003]. “現代中国における社会階層と經濟格差” (園田茂人訳), 『中国研究月報』, NO. 2, Vol. 57, No. 2 (No. 660), 3-11.
- 李 蓮 花 (Li, Lianhua) [2003]. “中国の医療保險制度改革：經濟体制改革との関連を中心に,” 『アジア經濟』, Vol. 44, No. 4, 2-19.
- 李 実 (Li, Shi) [2009]. “經濟成長と所得分配：中国の經驗,” 『フィナンシャル・レビュー』, No. 96, 49-69.
- 李 仲 生 [2004]. “中国農村經濟發展与剰余労働力,” 『人口与經濟』, No. 6, 41-46.
- 劉 燦 (Liu Can) [2010]. 『現代中国農村の高齡者と福祉：山東省日照市の農村調査を中心として』, 日本僑報社.
- 劉 伝 江 (Liu, Chuanjiang)・徐 建 玲 [2008]. 『中国農民工市民化進程研究』, 人民出版社.
- 劉 曉 梅 (Liu, Xiomei) [2002]. 『中国の改革開放と社会保障』, 汐文社.
- 陸 益 龍 (Lu, Yilong) [2002]. “1949年后的中国戸籍制度：結構与變遷,” 『北京大学學報』, Vol. 39, No. 2, 123-130.
- 陸 益 龍 [2003]. 『戸籍制度：控制与社会差別』, 商務印書館.
- 羅 小 娟 (Luo, Xiaojuan) [2011]. 『中国における医療保障制度の改革と再構築』, 日本僑報社.

- 馬 欣 欣 (Ma, Xinxin) [2010]. “人口労働市場の構造変化 ルイスの転換点と「民工荒」”, 『経済セミナー』, No. 655, 32-37.
- 前田比呂子 [1993]. “中華人民共和国における「戸口」管理制度と人口移動,” 『アジア経済』, Vol. 34, No. 2, 22-41.
- 前田比呂子 [1996a]. “中国における戸籍移転政策：農村戸籍から都市戸籍へ,” 『アジア経済』, Vol. 37, No. 5, 66-91.
- 前田比呂子 [1996b]. “中国の社会保障制度改革,” 『アジア経済』, Vol. 37, No. 7/8, 144-163.
- 丸山知雄 [2002]. 『労働市場の地殻変動』, 名古屋大学出版会.
- 松尾秀雄 [2011]. “中国の社会制度としての都市戸籍と農村戸籍,” 菅原陽心編『中国社会主義市場経済の現在』, 御茶ノ水書房, 355-391.
- 孟 建 軍 (Meng, Jianjun) [1993]. “中国における地域間人口移動分析,” 『世界経済評論』, No. 8, 59-60 & 69.
- 孟 建 軍 [1995]. “中国の改革・開放と人口流動,” 『アジア経済』, Vol. 36, No. 1, 26-48.
- 南 亮進・薛 進 軍 [2002]. “1949年—1999年中国人口和労働力推算,” 『中国人口科学』, No. 3, 1-16.
- 南 亮進・馬 欣 欣 [2009]. “中国経済の転換点：日本との比較,” 『アジア経済』, Vol. 50, No. 12, 2-20.
- 溝口由己 [2011]. “中国の非正規就業の問題と特徴,” 菅原陽心編『中国社会主義市場経済の現在』, 御茶ノ水書房, 329-353.
- 三浦有史 [2011]. “中国の余剰労働力と都市労働市場のインフォーマル化：『第二次農業センサス』からみた農民工の実態,” 『環太平洋ビジネス情報』, Vol. 11, No. 41, 27-82.
- 水原清香 [2009]. “都市「社区」における農民工子弟教育政策：北京市と天津市の事例比較”, 『中国経済研究』, Vol. 6, No. 2, 1-21.
- 中兼和津次 [1992]. 『中国経済論：農工関係の政治経済学』, 東京大学出版会.
- 中兼和津次 [1996]. “中国の地域格差とその構造：問題の整理と今後の展開に向けて,” 『アジア経済』, Vol. 37, No. 2, 2-34.



- 大橋英夫 [2005]. 『現代中国経済論』, 岩波書店.
- 大塚正修 [2002]. 『中国社会保障改革の衝撃』, 勁草書房.
- 大塚啓二郎 [2006]. “中国 農村の労働者は枯渇,” 『日本経済新聞』, 10月9日号.
- 石 曉 紅 (Shi, Xiaohong) [2005]. “中国都市における特殊な階層農民工：戸籍制度と社会保障制度からのアプローチ,” 『現代社会文化研究』, No. 34, 177-194.
- 宋 洪 遠 (Song, Hongyuan) ・趙 長 保 [2011]. “促進農村労働力転移就業需要研究解決的幾個主要問題,” 農業部農村經濟研究中心編『中国農村研究報告2010』, 中国財政經濟出版社, 2-449.
- 田多英範編 [2004]. 『現代中国の社会保障制度』, 流通經濟大学出版社.
- 田島俊雄 [1992]. “農業發展：成果と課題,” 関口尚志他編『中国の經濟体制改革：その成果と課題』, 東京大学出版社, 269-289.
- 田島俊雄 [2008]. “無制限労働供給とルイス的転換点,” 『中国研究月報』, Vol. 62, No. 2, 40-45.
- 高橋 満 [2009]. “農民工：工業化と都市化の間に漂う第三元群体”, 『中国21』 Vol. 30, 41-58.
- Tamura, Toshiyuki [2008]. “China Phenomena and South Korean Turmoil: What's Wrong with Traditional Theories of Development?,” 『二松学舎創立 130 周年記念論文集』, Vol. 2, 5-26.
- 田村紀之 [2009]. “中国全人代代表が語った農民工の暮らし,” 『エコノミスト』, 6月16日号, 39-41.
- 丹藤佳紀 [2000]. 『中国 現代ことば事情』, 岩波書店 (新書).
- Tang, Wenfang & Qing Yang [2008]. “The Chinese Urban Caste System in Transition,” *The China Quarterly*, No. 196, 759-779.
- 谷口洋志・朱 珉・胡水文・脇坂康弘 [2009]. 『現代中国の格差問題』, 同友館.
- 陶 衛 華 (Tao, Weihua) ・杜 娟 [2008]. “大戸籍改革,” 『新華月

- 報』, No. 4, 52-58.
- 田 雪 原 (Tian, Xueyuan)・周 麗 萍 [2004]. 『中国の人口とその発展』  
(章輝夫訳), 五洲伝播出版社.
- 塚本隆敏 [2010]. 『中国の農民工問題』, 創成社.
- 若林敬子編 [1992]. 『ドキュメント 中国の人口管理』(杉山太郎訳),  
亜紀書房.
- 若林敬子 [1996]. 『現代中国の人口問題と社会変動』, 新曜社.
- 若代直哉 [1987]. “中国の農地問題:「転包」をめぐる,” 『中国研  
究月報』, Vol. 41, No. 8, 1-29.
- 王 城 (Wang, Cheng) [2002]. “中国就業発展新論:核心就業与非  
核心就業理論分析,” 『経済研究』, No. 12, 79-87.
- 王 城 [2005]. “労働力供求「拐点」与中国二元経済転型,” 『中  
国人口科学』, No. 6, 2-10.
- Wang, Fei-Ling [2004]. “Reformed Migration Control and New Targeted  
People: China’s Hukou System in 2000s,” *The China  
Quarterly*, No. 177, 115-132.
- 王 柯 (Wang, Ke) [2011]. “経済開発と「民族」の役割の再発見:  
「陳埭回族」の事例を通じて,” 『中国21』, Vol. 34, 49-70.
- 王 国 林 (Wang, Guolin) [2010]. 『下崗職工調査』, 黒竜江人民出版  
社.
- 王 曙 光 (Wang, Shuguang) [1996]. 『詳説 中国改革開放史』, 勁草  
書房.
- 王 文 亮 (Wang, Wenliang) [2009]. 『格差大国中国』, 旬報社.
- 魏 城 (Wei, Cheng) [2008]. 『中国農民工調査』, 法律出版社.
- 温 鉄 軍 (Wen, Tiejun) [2010]. 『中国にとって、農業・農村問題と  
は何か?』(丸川哲史訳), 作品社.
- 呉 敬 璉 (Wu, Jinglian) [2007]. 『現代中国の経済改革』(日野正子  
訳), NTT 出版.
- 夏 欣 (Xia, Xin) [2010]. “中国国内労働力移動に関する研究:「農  
民工」を中心に,” 二松学舎大学大学院国際政治経済学科修  
士論文.

- 肖 啓 明 (Xiao, Qiming) [2004]. “中国の戸籍身分制度について,” 『東方学』, No. 93, 58-68.
- 肖 文 韜 (Xiao, Wentao) [2004]. “戸籍制度保護了二元労働市場  
嗎?,” 『中国農村経済』, NO. 3, 22-27.
- 徐 建 玲 (Xu, Jianling) [2007]. 『中国農民工就業問題：基于農民市  
民化視覚』, 中国農業出版社.
- 徐 勇 (Xu, Yong) [2007]. 『中国農村研究』, 中国社会科学出版社.
- 薛 進 軍 (Xue, Jinjun) 他編 [2008]. 『中国の不平等』, 日本評論社.
- 山口真美 [2000]. “「民工子弟学校」：上海における「民工」子女教育  
問題”, 『中国研究月報』, Vol. 54, No. 9 (No. 631), 1-17.
- 嚴 善 平 (Yan, Shanping) [1992]. 『中国經濟の成長と構造』, 勁草書  
房.
- 嚴 善 平 [1997]. 『中国農村・農業經濟の轉換』, 勁草書房.
- 嚴 善 平 [2002]. 『農民国家の課題』, 名古屋大学出版会.
- 嚴 善 平 [2005]. 『中国の人口移動と民工：マクロ・ミクロ・データ  
に基づく計量分析』, 勁草書房.
- 嚴 善 平 [2009]. 『農村から都市へ：1億3000万人の農民大移動』, 岩波  
書店.
- 矢沢国光 [2010]. “2008世界金融恐慌と中国,” 『状況』, No. 10, 68-85.
- 葉 志 忠 (Ye, Zhizhong)・楊 照 [2008]. 『関愛留守兒童行動与对策』,  
社会科学文献出版社.
- 張 海 英 (Zhang, Haiying) [2006]. “中国「農民工」子女の義務教育  
問題と政府の責任,” (飯田哲也訳) 『立命館産業社会論集』,  
Vol. 41, No. 4, 155-166.
- 張 英 莉 (Zhang, Yingli) [2004年]. “新中国の戸籍制度(上):戸籍制  
度の成立過程”, 『埼玉学園大学紀要』, No. 4, 19-32.
- 張 英 莉 [2005年]. “新中国の戸籍制度(下):戸籍制度の改革過程と現  
状”, 『埼玉学園大学紀要』, No. 5, 21-35.
- 張 玉 林 (Zhang, Yulin) [1997]. “国家と農民の關係からみた現代中  
国の戸籍制度：1950年代を中心に,” 『中国研究月報』, Vol. 51,  
No. 8, 13-24.

- 章 錚 (Zhang, Zheng) [2005]. “民工供給量統計分析：兼論「民工荒」,” 『中国農村經濟』, No. 1, 17-25.
- 趙 長 保 (Zhao, Changbao)・武 志 剛 [2011]. “從農戶勞動投入看農業勞動力剩餘,” 農業部農村經濟研究中心編『中国農村研究報告2010』, 中国財政經濟出版社, 431-441.
- Zhao, Zhong [2005]. “Migration, Labor Market Flexibility, and Wage Determination in China: A Review,” *The Developing Economies*, Vol. 43, No. 2, 285-312.
- 鄭 杭 生 (Zheng, Hangsheng)・奥島孝康[2002]. 『中国の社会』, 早稲田大学出版部.